

平成21年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年6月9日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	教育長	栗本裕美
総務部長	池田善紀	総務課長	乾善亮
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西川肇
税務課長	面卷昭男	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	佐藤滋生	福祉課参事	清水修一
国保医療課長	植村俊彦	国保医療課参事	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生

都市建設部長	清水建也	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	川端伸和	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	黒崎益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続き一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新型インフルエンザ対策についてですが、前回の3月議会でも質問し、行動計画の策定を含め早急な対策を求めてきましたが、その後、メキシコをはじめとして世界各国で新型インフルエンザが発症し広がっており、現在、国内でも感染者が出ているという状況です。また、この間、毎日のように、どこでだれがインフルエンザにかかったとテレビ等でも報道されており、それを見ている住民の皆さんからも、今後、どうなるのか、どう対応すればいいのかと、不安の声もお聞きしています。

町としては、国、県とも連携し、対策本部の設置や早急にビラを各戸配布するなど対応に当たっていただいておりますが、今後の対応も含め新型インフルエンザ対策についてお尋ねをしたいと思います。

では、①番目にあります新型インフルエンザを取り巻く現在の状況と町の認識についてお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 新型インフルエンザに係ります現在の状況認識でございます。

今日までの新型インフルエンザに対する町の対応でございますけども、まず4月の27日に世界保健機構がフェーズ4を宣言し、4月30日にはフェーズ5に引き上げられたことから、本町におきましては、4月30日に、斑鳩町新型インフルエンザ対策本部設置要綱に基づき、町長を本部長とします斑鳩町新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応策について協議を行いました。

まず、厚生労働省と奈良県の相談窓口の案内や日常生活で出来る予防等についてのポスターとチラシを作成し、チラシの各戸配布を行うと共に、ポスターとチラシを役場の

窓口や公共施設、幼稚園、保育園、小中学校に配布する一方、町のホームページにおいて啓発、周知に努めてきたところであります。

また、連日のように各地で感染が報道されてくる中、感染予防備蓄品として、マスク、使い捨て手袋、防護服、消毒液等の確保に努め、消毒用の石けん液を幼稚園、保育園、小中学校、役場等公共施設に配布をいたしました。

その後、5月16日には、神戸で初の国内感染者が発生をしたことから、5月17日に第2回斑鳩町新型インフルエンザ対策本部の会議を開催し、国内発生への対応について協議を行ってきたところであります。

また、啓発、周知を行ったことに伴い、住民皆様の不安もある中、6月7日までに町への問い合わせは63件ございました。また、県への相談は、6月7日午前9時までの相談件数は、1万3,640件となっております。

また、県の発熱外来は3カ所から13カ所に増設をし、現在対応をしているところであります。県内では、幸いにもまだ感染者が確認されていない状況であります。本町では5月の22日に、医師会や歯科医師会、薬剤師会、自治会連合会、民生児童委員、西和警察、西和消防組合、斑鳩町消防団等関係機関の代表から成ります斑鳩町新型インフルエンザ対策連絡会議を開催し、有事の対策等について共通の認識を図ったところであります。

町としましては、人から人への感染は、弱毒性とはいえ感染力は強く、日々発生状況も変化をしてきている中、引き続き情報収集に努めると共に、県と共に連携を密にし、万全を期して対応してまいりたい、このように認識し考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長もおっしゃっていただきましたが、今回のインフルエンザについては、もともと想定されていた鳥インフルエンザよりも毒性が弱いというようなことも言われておりまして、そういうことだと、対応策等も違ってくるのかなというふうに思うんですが、もともと想定されていた鳥インフルエンザと今回の新型インフルエンザとはどのように違うのか、この点についてもお尋ねしときたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 鳥インフルエンザは、人から人へ感染したインフルエンザウイルスであり、この鳥インフルエンザを想定し厚生労働省が作成をした新型インフルエンザ対策行動計画に準じて、奈良県においても奈良県新型インフルエンザ対策行動

計画が策定をされております。

鳥インフルエンザは強毒性であり、新型インフルエンザ疑い患者は、発熱外来診察、指定病院に入院を行い、接触者には外出自粛要請、発生地域における大規模集会等の自粛勧告、関係学校等の臨時休校、新型インフルエンザ様症状の従業員への出勤停止・受診勧告等を定める等、健康被害は最小限にとどめると共に、社会機能の破綻を防止して社会活動を維持するよう、危機管理に迅速かつ的確に対応するための行動計画として策定をされております。

今回の新型インフルエンザにつきましては、国内で感染者が初めて発生した時は、この行動計画に沿って感染者を入院させ、濃厚接触者は10日間の停留措置をとっておりましたが、その後、弱毒性ということで、国においては、基本的対処方針が変更となり、季節性インフルエンザと類似する点が多いということから、集会の自粛要請等はしないなど若干の対応も変わってきているところであります。

いずれにいたしましても、感染予防策としまして、鳥インフルエンザと今回の新型インフルエンザの対応につきましては、うがい、手洗いの励行や咳エチケット、人込みを避けるなどが感染予防策として基本とされているところであります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ということ、若干対応についても変わってきているということで、今後も変化をしていくかなあというふうに思うんですけども、もともと策定が求められていた行動計画ですね、国の方としては策定されていますけども、斑鳩町として、前回つくるというふうに答弁をいただいておりますが、今回、このように、また新たなといえますか、ちょっと違う形でインフルエンザが発生しているという状況の中でこの対策、行動計画については、策定は、今後、どのようになっていくのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回の新型インフルエンザにおきまして、国の基本的対処方針も見直されている中で、国や県の動向を踏まえて、国の新型インフルエンザ行動計画が改定されたところでありまして、また奈良県の新型インフルエンザ行動計画が今年度見直される予定とも聞いており、このことにつきましては前回の一般質問にもお答えをさせていただきましたけども、同じくその整合性を図る中で、町としても、斑鳩町新型インフルエンザ行動計画の策定に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 現状の対応等もあるかとは思いますが、やはりこの行動計画を早くつくるということは、どちらにしても必要になってくるかなというふうに思いますので、国、県の動向もきちんと対応していただいて、計画の策定は早期にお願いしておきたいと思います。

あと、やはりこのように、もう実際にインフルエンザが広がってきているということで、住民の方から、ライフラインの確保はどうなっているんですかということで僕も聞かれたんですけども、例えば水道なんかでしたら、とまってしまうと、まさに命にもかかわるということで、その管理体制等、実際にインフルエンザが蔓延して職員さんや管理しておられる方がインフルエンザにかかったという時には、その緊急時ですね、どんな対応になっているのかも確認をしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 新型インフルエンザの大量発生により、水道だけでなく鉄道等の公共交通機関をはじめとする日常生活のライフラインに大きな支障を及ぼし、またデスクワークの行政機能にも影響を及ぼすと考えております。そうしたことから、国、県、町においては、最も適切と思われる行動計画を策定して、日常生活への影響を出来る限り少なくするように努めるところであります。なお、それでも支障がある場合には、点検業者とも協力をしながら生活に支障がないように努めてまいりたいと、このように考えております。

当然ながら、職員には、日ごろからうがい、手洗いの励行、通勤時にはマスク着用等感染予防に心がけるように周知をしており、ライフラインの確保について滞ることのないよう、職員には注意を促し対応をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 業者の方と提携をして、緊急時には、予備の方というんですかね、かわりの方が来ていただけるようになっているということで理解したらいいんですかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 常日ごろ、この新型インフルエンザに限らず、断水とか、水道におきましては、そういったことがありました場合には、点検業者が点検も協力をいただけるというふうになっております。それと同じように、新型インフルエンザが発

生し、職員が少なくなったりした場合でも対応出来るように、今後、この協力を求めていきたいと、このように思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 常日ごろからそういう体制になっているけども、緊急時には、今後、求めていくという、今、答弁されましたけども、そういうことでしたら、やはりその心配もあるし、実際にとまってしまうということのないような体制をきちんと築いていただくように要望しておきたいと思います。

それでは、次の②点目ですけども、今後の対応と対策ということで、日に日に状況が変化している流動的な状況ではあると思いますけども、今後の対策については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今後の新型インフルエンザの対策でございます。

町では、新型インフルエンザ対策本部において、町内や近隣市町村、県内での発生に備え、今後の対応の基本的な考え方についての検討を今日まで行ってきたところであります。

例えば、町内において発生した場合には、幼稚園や小学校、中学校、保育園、学童保育室は、休園、休校とし、児童生徒の発熱状況確認を行うこととしております。また、人が集まるイベントや集会についても中止または延期とし、公共施設においては、職員のマスク着用や手洗い、うがいの励行、来客用アルコール消毒液の設置を考えております。また、当面の備蓄品の確保については行っておりますけども、その補充についても随時行ってまいります。

住民対応といたしましては、チラシの各戸配布やホームページでの周知を行うと共に、自治会や民生児童委員等の皆様のご協力を得ながら、高齢者、障害者等の社会的弱者の健康状態の確認も行っていかなければならないのではないかと考えております。

また、近隣市町村及び県内発生の場合は、その状況に応じて検討をすることとしております。

最近では、感染者の発生は沈静化しており、国の基本的対処方針も見直されているところでございますけども、秋以降第2波が来ると言われている中、今回の新型インフルエンザは、弱毒性とはいえ感染力は強く、糖尿病や喘息等の基礎疾患を持っておられる方々については重症化しやすいということから、住民皆様への正しい情報提供や予防に

ついでに周知が大切であると考えております。

町民の皆様の健康と安全を守るために、今後も引き続き関係機関の代表からなります斑鳩町新型インフルエンザ対策連絡会議の委員の方々と連携を図りながら、情報収集に努めますと共に、県との連携を密にし、万全を期して対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町内で発生した場合に、学校や幼稚園等を閉鎖するというふうにおっしゃったんですが、私、総務委員会で、小学校について閉鎖する時は、判断というのはどこで行われるのかなというふうにお聞きしたところ、県の方が判断をするというふうにお答えをいただいたんですが、それでしたら、幼稚園とか保育園とかいうところはどうなるんでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 県内で発生した場合に、幼稚園、小学校、中学校は、県から町の教育委員会に臨時休校の要請があり、それを受けまして町の新型インフルエンザ対策本部で協議をし、その協議内容を踏まえて町教育委員会が決定することになります。また、保育園におきましては、県から町に休園要請があり、それを受けて、同じく町新型インフルエンザ対策本部で協議をし、そしてその協議内容を踏まえて町が休園というような内容を決定することとなります。

以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ちょっとテレビで保育園の閉鎖の状況、まあ閉鎖されたわけではないんですけども、神戸の方で発生した時に、学校の方は閉鎖になっていまして、保育園とか、あと学童保育ですね、そういったところというのは、閉鎖になってしまうと、共働きで働いておられる家庭とかは仕事を休まざるを得ないようになったりするなど、やはり困った状況なんかも起こると思うんですけども、そういった場合の対応というのは、現段階で何か考えておられますかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育園の休園につきましては、兵庫県、大阪府においても、インフルエンザが蔓延しておっても一部開園をしているところがございます。これにつきましては、保育園に預けられる保護者の方への配慮ということがあります。こ

れにつきましては、今後、先ほど申しました斑鳩町内で新型インフルエンザが発生し休園の要請が県から参りましても、対策本部で一度協議をし方向性を定めていきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 難しい判断ではあると思いますが、なるべく閉鎖をせずに運営をしていただくと。どうしても閉鎖をせざるを得なくなった時についても、どのような対応が出来るのか、対策本部の方で、また連絡協議会の方できちんと相談をいただいで対応に当たっていただきますようお願いしておきたいと思います。

また、今後、このインフルエンザについては秋に第2波が来るということで、予断を許さない状況が続くと思いますので、刻々と変化していく状況に対しても、国、県と連絡を密にとっていただいで対応に当たっていただきたいと。なおかつ、その情報については、住民の皆さん、そして議会の方にも逐次報告をいただきますようお願いをしておきたいと思います。

以上で、この質問については終わらせていただきます。

それでは、次の2番目ですが、特別職の退職金についてお尋ねをしたいと思います。これは、2年前の6月議会でも質問をさせていただきました、その時に町長は、退職金について、これでいいとは思っていないというふうに答弁をされていたので、町長選挙も目前に迫りまして、任期終了となる前に改めて今回議論をしておきたいと思ひまして質問に挙げさせていただきました。

では、①つ目の現在の退職金のあり方と金額について、どのように認識しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 町長6期目の任期満了の退職金の試算でございますが、特に私は退職金等のあり方というのは、これはいずれにいたしましても報酬審議会、管理職あるいはまた議会等の報酬審議会がございます。報酬審議会というのは、そういう中から出てきた中で確定をいたしますと、それに伴う関係で退職金になるわけでございますけれども、ある程度そういうことの中で、私はやっぱり今の状況から考えますと、6期目を迎える中で、給与等の関係等については、自主的に15%をカットしていこうということを考えたわけございまして、現在もそういう関係では、今現在の80万から8%減ということで維持をしている。

そういうことでございますので、そういう中で、一応試算でございますけれども、税込みで1,530万8,800円で、第5期目よりも約260万の減額と、第4期目よりも約380万の減額となっておりますのでございます。

また、副町長は841万4,340円で、教育長は547万2,000円ということで、管理職の関係等についてはそういう経緯でございます。

見直すというのか、私は6期目の就任の時に、職員の朝礼で、私もやっぱり出来るだけ泥をかぶって、やっぱり退職金等減らしていく方向に進めていこうということで、まず給与を減額していくということから申し上げて、出来るだけそれに沿うよう努力をしておりますので、今後ともやっぱり我々としては、そういう点について、何が妥当かどうかということとは、これはやっぱり報酬審議会が決められることでございますから、そのことについてはやっぱり素直にしていかなかったら、これからの報酬審議会という委員の方々の立場そのものを、やっぱり十分尊重することが一番大事であろうと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、報酬審議会ということでおっしゃいましたが、私も月額報酬については、何も必ず引き下げよという立場でもありません。きちんと報酬審議会でも検討いただいておりますし、必要な分について、町長が日常業務等仕事をしていただくのに必要な月額報酬はきちんと払われるべきだと私は思っております。ただ、退職金につきましては、退職された後のことですから、そこまで大きな金額が必要なのかなというのは疑問に思ってるんです。

実際に、前回の答弁でもお聞きしましたけれども、一般職の職員さんが35年以上勤務して受け取る平均退職金額が2,900万円ということですが、これ町長でしたら、2期8年やっただけで受け取ることになるんですね。報酬については、先ほど申し上げたように、仕事をする分に必要なのは支払われるべきだというふうに申し上げましたが、今、臨時職員さんがだんだんとふえてきて、さらに臨時職員さんの時給がカットされていると。そういうことを考えますと、職員さんの給料というのは生活給でもあるという中で、臨時職員さんがそれだけカットされているという状況を見ますと、やはり町長の退職金というのは、1期やって1,500万円というのはどう考えても多いし、住民感情からしても同じではないかと思うんですが、前にも、退職組合の方に入っているので町の方で独自で改定が出来ないというような答弁をされていたかと思うんですが、

私は仕組み自体に問題があるのかなというふうに感じていますが、例えば退職金を減額するというふうになった時に、それ以外に何か方法はないんですかね。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 当町は、昭和37年の奈良県市町村職員退職手当組合、現在は奈良県市町村職員事務組合となっておりますが、発足時から当組合に加入をいたしまして、奈良県市町村職員の退職手当等に関する条例の支給基準に基づいた支給を受けております。

その支給率につきましては、他の都道府県や民間企業の支給率を勘案いたしまして、国、県、市町村の一般職の職員の退職手当支給率の変動をもとに組合議会で議決され、加入市町村すべて一律で、平成21年度における支給率は、任期1年に当たり町長では5.2カ月、副町長では3.3カ月分、教育長では2.4カ月分となっております。

退職手当の額だけを簡単に比較しましたならば、町長と一般職の職員では、勤続年数当たりの支給額に差があることは事実でございます。

しかしながら、退職手当は、退職までの勤続期間におけるその者の職務、職責に対します報酬でございます。また、その職務、職責を遂行した者への退職後の生活保障として支給されるものでございますことから、その果たすべき職務の重要性、責任の重さの違いを考慮せずに、選挙で選ばれて住民からその信託を受けた町長と一般職の職員の退職手当をただ単に比較することは、適当ではないと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 前回も全く同じ答弁いただいているんですけども、確かに職責の重さというのもあります。それはわからないことはないですけども、でもですね、したら町長の退職金が約5.2カ月分ですと、一般職の方の退職金というふうになると、何カ月分になるんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 一般職につきましては、勤続年数に応じて違ってまいりますので、それについてここでする申し上げませんが、最高で勸奨退職の場合で52.2カ月分であります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） まとめてそういうふうに言われてしまうと、今、ちょっとぱっと計算して比較が出来ないんですけども。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まとめてと言われますと、前回の2年前のご答弁でも、最高の場合で、この金額で計算しますと約2,900万円であるということでご答弁させていただいておりますし、今、ご質問で何カ月と言われましたので、月数で答えさせていただきました。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町長みたいに4年でいうふうに割ると幾らになるのか、またそれは後で計算したいと思えますけれども、私が申し上げたいのは、確かに職責の重さというのはありますけれども、私、総務委員会で、今、幼稚園の園長さんの位置づけについて、その職責の重さはあるけれども臨時職員という位置づけでいいんですかと、これ教育長が答弁されたんですけれども、聞いた時に、教育長、職責の重さからそれに見合った報酬にするという答弁はなされずに、臨時職員として受けていただいても、受けていただいた以上はその職責を全うしてもらおうと。それは当然のことではあるんですが、そこにやはり職責の重さに対して報酬がきちんとされているかという、その答弁はなかったと思うんですよね。

でも、今、一方で、こういうふうに町長の退職金についてお尋ねをすると、職責の重さからその報酬は見合うものでなければいけないというふうに答弁が返ってくるというところに少し矛盾を感じるんですけれども、その点について、町長でも教育長でも、あの時答えられたんは教育長なんですけれども、町長はどのようにお考えですかね。町長その時いてなかったんですけれども。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 臨時職員であってもその任務は同じことであるということを申し上げました。これは、町長と比較するというのは非常に難しいと思うんです。出来ないと思うんです。一方は、一つの園の代表としてその職責を全うしていただくということでございます。町長は、斑鳩町全体の職責でございますので、そこにおのずとその職責の重さ、あるいは重要性というのは変わってくると思います。そうしたところでご判断いただかないと、ただ単に幼稚園の園長と町長と同じようにという考え方では、ここは判断が誤ってくるのではないかなというふうに思っています。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 議論がちょっとそれてしまうとあきませんので、1つだけ申し

上げておいてまたもとに戻したいと思うんですけども、確かに責任の重さ、町長と園長とは比較は出来ないというのはもっともですけども、でも、その責任に見合った報酬にするということについては、同じではないかなと。だから、やっではる仕事は違いますが報酬も違いますけども、責任の重さによってきちっとした報酬を定めるという考え方は、町としてはお持ちじゃないんですかね。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 一般的にお答えさせていただきます。その職責の重さがございます。例えば、臨時職員さんで年雇用で嘱託職員さんおられます。定年後に来ていただいて、それを、今、幼稚園のように園長で配置をさせていただく場合もあります。で、今また、ここではありませんけども、今後、ほかの市町村におきましても、例えば部長級、課長級の方につきまして、やはり短期雇用というか、2年間雇用とか3年間雇用で採用される場合もございます。この場合についても、当然、部長級、課長級でありましてもこういう職責でありましても、賃金体系については、やはりそれぞれの雇用形態によって違ってまいりますので、それらを一本で、一つの考えでとらまえることにつきましては、非常に難しい考えがあると考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そしたら、この議論につきましては、また総務委員会でさせていただきますと思います。

退職金について、私、先ほどからほかに方法はないんですかというふうにお尋ねしてきましたけれども、今、町長の月額報酬から退職金組合への負担金というのが報酬の4分の1出てるんですよ。これも私大きいと思うんです。それについて、今後、組合で提案をして改定するなど、やはり退職金について大幅削減をするということで組合の方でも提案をしていくと。町長、その心づもり等はないでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） それは全くございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 全くないというふうにはっきりお聞きしたので、それは町長のそういう思いなんだというふうには受けとめておきたいと思いますが、やはり私は、4年で1,500万円という金額はとて大きいですし、住民感情からしても多過ぎるというふうに思いますので、今後も引き続き退職金については、やっぱり住民感情に見

合った金額に合うていくような形で改善を求めていきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員がおっしゃるように、退職金の引き下げとか色んな関係、それはまあ私自身の考えでございますけども、やはり私は4年間という一つの職責、先ほども池田部長が申すように、その職責の重大さを感じるわけです。

過去にも、議会の皆さん方が研修に行かれた。そして、住民から監査請求を受けた。そしてまた裁判を受けた。その裁判等は私に訴えられてますから、執行者が。それほど責任があるんです。その時議会は、こういう結果が出たから、各常任委員会で行きまひょうやないかということになった。議会の議決を打っているんですよ。議会の議決を打ちながら、そういうことで訴訟されて、1審が負けた。あるいは2審、3審、最高裁まで行きましたけども、最終的には原告が敗訴ということになりました。その裁判費用は、私個人で全部負担してるんですよ。それほどの責任を持たされているんですよ。皆さん方新聞見られたら、町長何と悪いことしはりましたと。いや、私は何も悪いことしてませんよと。

結局、議会が研修に行かれた。議決を打って北海道へ行かれた。その研修が3泊4日ということで、観光であるという原告側は訴えを、監査請求されて、監査請求を却下されて、裁判もされた。1審は原告が勝ったんですよ。私はやっぱり、これは全国的な関係で、そういうことがあるから、やはり今後考えていかなきゃいけないということでございますから、最終的には、高裁、あるいは最高裁で逆転ということで、これは逸脱した行為をしてない、そういうことで結局勝ったんですけども、裁判費用は、勝っても勝訴の関係の費用は払わないけませんし、着手金も払わないけませんし、全部個人、私自身、個人に訴えられてますから、町としても私が全部お金を出した。それから裁判というのは変わってきたんです。国の法律が変わってきて、そういう訴訟については費用を見ていこうということになってきたんですよ。

だから、そういうことも踏まえて、やっぱり責任の重大さというのは、今も現在裁判をされているわけですから、そういうことも踏まえて、よくおっしゃるように、議会が全部通っても、そうして裁判したらそうなるやないかということもおっしゃっているようにですね、我々やっぱりそういう厳しさを持ちながら一日一日を務めているわけですから。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今の問題は、少しちょっと問題が違うかなというふうに思いましたけれども、この問題につきましてはこれで終わらせていただいて、時間もありませんので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

では、3番目の質問ですけれども、子どもの貧困という問題について取り上げさせていただきました。近年の社会情勢の変化により、子どもが貧困に追い込まれているという状況が生まれ、問題視されています。主には、経済的な問題で言うと、親がリストラに遭い収入が激減したため高校に進学出来なくなった、また途中退学を余儀なくされたという話や、また国民健康保険の保険料が払えず保険証がない。これは、斑鳩町には当てはまらないかなあとと思いますが、さらにまた、窓口で払うお金がないというために、高い熱があつて保健室に来た子どもが、お願いだから病院には連れていかないでくれという事態が起こるなど、親の経済状態によって必要な教育や医療が受けられない子どもが生まれています。

さらに、こうした経済的な部分ではなく、2007年の国連総会では、子どもの貧困とは、単にお金がないというだけでなく、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えるという認識が示されており、受験に集中させるためにクラブ活動を禁じ友人と遊ぶことも禁じるだとか、児童虐待などは裕福な家庭でも起きています。こうした子どもが無権利状態に置かれたりすることなども子どもの貧困と規定され、子どもの貧困については、なくすべき対象であるという性格を持っています。

こうした子どもの貧困という問題について、改善し、社会からなくしていくという立場に立って、今回、質問をさせていただきたいと思います。

では、まず、町として、子どもを取り巻く社会情勢とその問題について、どのように認識されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子どもを取り巻く社会情勢と問題意識についてでございます。

アメリカに端を発しました世界的な金融危機は、世界同時不況、急激な円高、株安を引き起し、日本経済の悪化は予想をはるかに超えるものとなり、特に雇用情勢は、多量の非正規労働者の契約打ち切りや派遣社員の雇いどめ、正規社員のリストラ、新規卒業者の内定取り消しなど、深刻な事態を招いてきております。

こうした社会状況の中で、親が勤めている会社の倒産やリストラなどで経済的に困窮し、その影響が子どもたちにも暗い影を落としているところでもあります。その中で、授業料が払えず高校を退学したり、お金がないために病院に行けない子どもがあるようなことも、新聞などのマスコミ報道で聞いております。

町では、就学資金の貸し付けや生活保護の相談の中では、質問者もご想像いただいたように、そのような話は聞いていないところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町としても問題認識を持っていただいているなど。そして、どういった部分が町に当てはまるのかなということで見ていきますと、先ほど、斑鳩町は資格証を発行してないと、発行はされていないというふうに申し上げましたけれども、しかし短期保険証は発行されているんですね。そうしますと、短期保険証について、ちょっとその発行状況についてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 短期保険証の発行状況でございますけども、平成21年4月末現在、短期被保険者の交付件数は、3カ月の短期被保険者証が6世帯、6カ月の短期被保険者証が17世帯となっております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） あと、発行はされていない、斑鳩町の役場の中で、担当課の方で持っている件数というのがあると思うんですが、それは何件になりますか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まだ被保険者証を受け取りに来られていない世帯が、92世帯ございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その中で、全部足した中で、子どもさんがおられる世帯というのは、あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 18歳未満の子どものいる世帯はございます。ちなみに、6カ月の短期被保険者証交付世帯で11世帯でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

- 14番（木澤正男君） そうしますと、今、短期保険証を発行して、保険証持っておられる家庭に子どもさんがおられるということですね。逆を言いますと、18歳未満の子どもさんがおられる家庭に保険証が渡っていないということはないという状況で確認させてもらってよろしいですか。
- 議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。
- 住民生活部長（西本喜一君） 先ほど申しました保険証を受け取りに来られてない世帯92世帯のうち、18歳未満の子どもがおられる世帯は5世帯ございます。
- 議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。
- 14番（木澤正男君） 今の答弁ですと、じゃあ子どもさんがおられる家庭で保険証がないという家庭があるということなんですね。それについては、どのようにお考えでしょうか。
- 議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。
- 住民生活部長（西本喜一君） この関係につきましては、今年の4月1日から、義務教育以下の子どもさんには短期被保険者証を交付をしても差し支えないと、このようになっております。これにつきましては、まだ役場に受け取りに来られておりませんが、今後、役場に来ていただくように連絡をとり、交付をしていきたいと考えております。
- 議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。
- 14番（木澤正男君） 町の考え方として、声をかけても取りに来られないという状況はあるけども、今、義務教育というふうにおっしゃいましたけれども、子どもさんがおられる家庭には、きちんと発行をしていくという考え方でよろしいのでしょうかね。
- 議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。
- 住民生活部長（西本喜一君） 義務教育以下の子どもさんがおられる世帯には、短期被保険者証を交付していきたいと考えております。で、今先ほども申しましたように、再度この5世帯の方につきましては、特に、役場に来ていただくように連絡をとっていききたいと、このように考えております。
- 議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。
- 14番（木澤正男君） 今、現状として義務教育以内の子どもさんしかおられないということですが、やはり自分で働いて保険料を払えるというようになるまでだと、やはり20歳未満、もしくは18歳未満といったところまで扶養義務が発生してくるのかなということでは、今後、その辺の検討についても、義務教育以内と、国の方からそう

いう通達が来ているのかと思いますけれども、町独自でやはり対応を検討していただきたいと思います。

今、短期保険証で対応をしていただけて、届いていない、連絡がとれないという問題がありますけれども、発行している世帯については、その短期保険証でも対応をいただけてるということですが、切り替えの時期ですね、取りに来られないという状況が発生したりとか、また保険料が払えずに逆に取りに来られないという世帯がふえていくようでしたら、やはり1年間の保険証を発行すると、で、子どもさんが保険証がないからといって病院にかかれないと、もしくは保険証がないから10割負担が出来ないという子どもさんが出ないように、その点については、今後、十分に対応に当たっていただきたいというふうをお願いしておくと共に、もしそういう状況が発生されましたら、また担当常任委員会等ぜひご報告をいただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

それでは、次、②点目ですけれども、こうした子どもの貧困という問題については、私は大人が、また行政が責任を持って、やはり子どもたちの置かれた状況を改善するという意味からも、次世代育成支援行動計画の中で問題認識を位置づけて、改善に向けた取り組みを進めていくべきではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 次世代育成支援行動計画のまず位置づけを申し上げたいと思います。

次世代育成支援行動計画への位置づけでございますけれども、平成15年の次世代育成支援対策推進法の制定を受け、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、すべての市町村及び都道府県、301人以上の従業員を有する企業に対し、子育て支援施策の具体的な目標やその内容及び実施時期を定めた計画の策定が義務づけられました。

本町でも、この法律の趣旨に基づき、住民、事業所と行政が一体となって子育てを支援し、家庭や地域や子育てに夢を持ち、本町の未来を担う子どもたちが、豊かな歴史文化や美しい自然を背景に、心豊かに明るく健やかに育つまちづくりを目指して、平成17年3月に斑鳩町次世代育成支援行動計画を策定いたしました。

この計画の内容でございますけれども、身近に支えがあり仲間がいるまち、安心して元気に子育て出来るまち、心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち、一人からみんなへ

広げる子育て応援のまちの4つの基本方針のもとに99事業を掲載し、その中の49事業に目標値を設定し、計画の進捗管理を行っております。

この計画の中でも、経済支援への取り組みとして、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等各種手当、遺児福祉年金、母子・寡婦福祉資金貸し付け、交通遺児等援護会激励金、JR定期乗車券割引制度、母子家庭や乳幼児に対する各種医療費助成制度、出産一時金、就学援助、幼稚園就園奨励事業、生活福祉資金の貸し付け（就学資金等でございます）、また子育て家庭への経済的支援制度を計画の中に盛り込んでおります。さらに、母子保健対策として、妊婦一般健康診査の公費負担の回数を5回から15回に拡充し、さらなる負担軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来るための支援に努めております。

今年はこの計画の見直しの時期で、さきに行いましたアンケート調査の結果を踏まえながら、子どもの貧困なども含めまして、子どもを取り巻く社会状況の変化等に注意を払い、斑鳩町次世代育成支援地域協議会においてご意見を賜りながら、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、やっておられるアンケート調査の結果の今後の流れについても答弁いただきましたけれども、斑鳩町でも既に次世代育成支援行動計画に位置づけて拡充されている施策等もたくさんあります。そんな中でも、やはり今の経済状況の中で子どもの貧困が生まれているということについては問題意識を持って位置づけをして、斑鳩町としてどういうことが出来るのかと。また、斑鳩町独自では出来ない問題もあるかと思えます。国や県と協力して改善を図っていく問題等もあるかと思えますので、今回、見直しの時期ですんで、やはり子どもの貧困というのはひとつ位置づけをしていただいて改善を図っていただくというふうに、今後の計画の中で協議会にも図っていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次の4番目の質問に移らせていただきます。耐震化の促進についてお尋ねをしたいと思うんですが、最近、テレビ等でも東南海地震のことが余り取り上げられなくなってきましたが、遠くない未来に起こると予想されており、なおかつ斑鳩町はその被害が想定されている地域であることから、早い段階でその対応に当たることが求められています。

そうした意味では、さきの阪神淡路大震災を教訓にして、国の方で建築物の耐震改修

の促進に関する法律が施行され、それを受けて斑鳩町でも、昨年の7月に斑鳩町耐震改修促進計画を策定し、数値目標を決めてそれに向けて耐震化に取り組んでいただいております。

また、計画がスタートしたのは昨年であります、それ以前から町内の既存木造住宅耐震診断支援事業として、2006年度から住宅の耐震診断もされていることから、町内の耐震化がどこまで進んでいるのか、現在の状況を確認させていただき、今後の取り組み状況について町のお考え方をお聞きしたいと思います。

では、①点目、斑鳩町耐震改修促進計画の進捗状況についてお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ただいま質問者の方からのご紹介もあったわけですが、重複する点もあるかと思っております、説明をさせていただきます。

今、ご紹介もございましたように、当町におきましては、昨年の7月に斑鳩町耐震改修促進計画を策定をしたところでございます。本計画は、一般住宅、特定建築物及び町有建築物の耐震化率を、平成27年度に9割、90%とする目標を掲げているものでございまして、現在までに一般住宅や公共建築物を中心とした建築物の耐震化に向けまして、総合的かつ計画的に取り組んでいるところでございます。

さて、本計画の策定から今日までの進捗状況についてでございますが、まず一般住宅に関しましては、昨年度、町の既存木造住宅耐震診断支援事業の制度改正を行ったところでございます。その改正内容につきましては、ご承知のとおり、本事業に基づきまして耐震診断を受けていただく際、住民の方々の負担を無料化とするものでございまして、耐震診断のさらなる普及促進を図ったところでございます。

また、本支援事業に関する実施状況でございますが、制度を開始いたしました平成18年度は20件、19年度は25件、20年度は30件と、これまで計75件の一般住宅に対しまして耐震診断の支援をしたところでございます。

それと、つけ加えて申し上げますと、どれだけの方が実際に耐震改修工事を実施されるのかということにつきまして、平成18年度及び19年度に診断をお受けいただいた、先ほどご紹介いたしました20件と25件、合わせて45件の方々を対象といたしまして、アンケート調査を平成20年4月において実施をしたところでございます。

その結果でございます。45件のうち32件が回答があったわけですが、耐震改修工事を行ったと回答をされた方が2件、また、6件の方が近々耐震改修工事もし

くは建て替えを実施する予定と回答をされております。これらを合計いたしますと8件になりまして、回答をされた32件の25%に当たるんですけども、この方々が耐震改修工事を実施済み、もしくは実施予定であるという回答をいただいているということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長の方で答えていただいた中で、実際に改修されたというアンケート調査結果2件ですね。この計画については、数値目標も決めて、それに向けて進めていただいておりますが、計画をつくった当時、木造住宅、耐震改修が必要な住宅が全体の約69.1%ということで、残りの件数を見ますと、目標の90%まであと1,900戸の耐震化が必要というふうになっています。そうしますと、大体10年間で割りますと、年間当たり平均で190戸耐震化が進まないと、この目標数値というのは達成出来ないかなと思うんですが、今後、その耐震改修自身を進めていくのに、この計画の中にもうたっていただいておりますが、やはり、今、診断について助成をして本人さん負担もなくしてやっていただいておりますが、いよいよ耐震改修のリフォーム工事の助成に踏み出していく時期かなというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 現在、当町におきましては、耐震化を図る上で、まず第一段階といたしまして、先ほど申し上げました耐震診断に対する支援事業を実施しておりますところでございます。これにより、耐震診断の普及啓発に努めているところでございます。耐震診断の結果、現行の耐震性能を満たさない住宅につきましては耐震改修工事がなされていくということにはなるわけでございますが、耐震改修工事の実施につきましては、質問者もおっしゃるように、個人の財産でございますところから、基本的にはみずからの生命、財産を守るということのために、住宅の所有者みずからが安全性の向上に努めていただくことが必要であるというふうには考えております。

しかしながら、その一方で、実際に耐震化率を高めていくためには、耐震改修工事の実施が不可欠であり、その工事には、通常多額の費用が必要となってくるということになります。先ほど申し上げましたアンケート調査の結果におきましても、耐震改修工事を行わない理由を尋ねているわけでございますが、その理由としては、この耐震改修工事にかかる費用が高額であるといった理由で耐震改修工事を行わないという答えが全体

の約半数を占めております。

そういうことから、今後は、先ほどご紹介いただきました斑鳩町耐震改修促進計画にも掲載はしておるところでございます、何らかの支援措置が、今後、必要になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、先日、住民の方から、耐震に伴うリフォーム工事をするんですけども、町の方で補助か何か出るんですかと聞かれたんです。その時はまだ制度がないものですから、残念ながらないですというふうにお答えするしかなかったんですが、やはりそういうふうにお問い合わせも、私の場合はその1件だけでしたけども、あったことによって、やはり耐震化の意識もだんだんと高まる状況にあるのかなど。実際に改修の補助を求めておられる声もあったんで、どういう形で補助ができるのかというのは、全国の例を見まして、既につくられているところはあるんですが、その金額もまちまちなんですよね。国や県の方も、そういう制度があると思うんです。それについては、町の方としても把握をしておられると思うんですが、今後、やはり来年度の予算に向けて、どういう形で出来るのかはこれからの議論になるかと思いますが、その耐震改修に伴うリフォーム助成については、具体化をしていただきたいというふうに思いますが、今、出来る範囲での答弁をお願いします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、おっしゃっておられる国の制度といたしましては、既存木造住宅耐震改修支援事業というのがございます。これによりまして、上限がございまして、改修工事の金額によって色々金額の上限が決まっておるわけですけども、最高の補助額も30万円という形になっております。大体その工事の1割程度の補助をめぐとした金額となっているところでございます。

この制度を利用するに当たりましては、先ほど来申し上げております町の制度がなければ利用も出来ないわけでございます、そういったことから、今後、斑鳩町でもそういった補助制度を設けて、こういうご希望に沿える形で臨んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 前向きな答弁が得られましたので、ぜひ来年度の予算で具体化をしていただきたいというふうに要望をして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。生き生きプラザ斑鳩についてを挙げさせていただきます。昨年9月から開館をしていただきまして、これまでにこの建設に当たって、またこの運営に当たって、私たちも、議会としても、ほんとに色々町の方にご意見を申し上げながらつくり上げてきたものであるというふうに考えております。

特に、この中で、歩行浴室につきましては、最初の図面では、機械浴室になっていたところを、社協がデイサービスを以前やっておられた時につくられた図面であり、デイサービスから撤退された今なお機械浴室のままいくのはおかしいのではないかということも申し上げながら、この部分について、歩行浴室へと設計変更をしていただいた経過もでございます。

この歩行浴室が、色んな方から私も要望を受けていたので、議会の中でもそういうことを申し上げて設計変更をしていただいたんですが、やはりそういう前からの声が、今現実としてやはりオープンされれば、利用者が多いというような状況になっているのではないかなあ、非常に皆さんに喜んでいただいているのではないかなあというふうに思っております。

それと、デイサービスから撤退されている社協さんの状況がある中で、この介助浴室については、使い方というのは非常に中途半端な使い方になるのではないかと、スタートから私自身も気にしておりましたけれども、やはりスタートしても、介助浴室の方が余り利用をしていただけてない。介護保険でヘルパーさんをお使いになった方がその介助浴室を使うということが出来ないというような状況の中で、ほんとに利用状況が悪いということもありまして、私は、今後、この介助浴室のあり方、そして歩行浴室の利用状況を見る中で、この歩行浴室の増築というものを考えていくことが、斑鳩町にとって必要なことになるのではないかなあというふうに思ったりしたわけなんです。

それで、私は一般質問で、大きな問題でもありますので、出来たばかりの建物をさわるということについては大きな問題でもありますので、今回一般質問で取り上げさせていただきます、この点について、今の現状を、使っている中で町がどのようにお考えになっているのかということをお尋ねをしたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 生き生きプラザ斑鳩の歩行浴室の件でございます。まず、利用状況、それから改造等についてご答弁をさせていただきたいと思います。

歩行浴室につきましては、高齢者や障害のある方等が、水中歩行による運動機能回復・維持のための目的でご利用をいただいております。12月から歩行浴開始に先立ち、この施設で効果的に行える水中運動を体験していただくために、10月と11月に2回、運動指導士による体験教室を開催いたしました。

体験された方からは、継続して利用したいとの声が寄せられ、11月に広報のおしらせ版で歩行浴室の利用者の募集を行い、体験者の全員が申し込みをされているところがあります。12月には81人のご利用でありましたが、今年4月には186人と利用者が日ごとにふえてきており、利用されている方には、足腰の負担も少なく運動することで体調がよくなったなど、大変好評をいただいている状況でございます。

この施設の建設に当たりましては、設計者が企画提案いたしますプロポーザル方式を採用し、整備検討委員会や各種団体によるワークショップ、総合保健福祉会館運営会議等に広くご意見をいただき、また厚生常任委員会においてもご審議をいただき建設を行ってきたところであります。

また、オープンして間もないことから、質問者もおっしゃいましたように、当面は大きな改造は考えておりませんが、今後、歩行浴室や介助浴室等も含め利用状況を見る中で、利用者のニーズに合った利用方法については、検討をしてみたいと考えているところであります。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ただいま非常に消極的な見方の答弁であったのかなというふうに思うんです。介助浴室に関しましては、この先日お配りいただきました斑鳩町障害者福祉計画、ここに介助浴室のことは載っております。あわせて、ふれあい交流センター、障害者に対する浴場の開放、これも議会から同僚議員が要望をしまして、町の方がこの事業をやっていただくということに至ったというふうに私は認識をしております。

この時に、同僚議員も、平日であれば、なかなか利用しにくいのではないかというようなご意見もおっしゃられてたと思うんですね、その時に。でも、障害を持った方々に介助浴室を使っていただくのはいいんですけれども、生き生きプラザにしても、どっちにしたって平日しかお使いいただけないということなんですね。それだったら、障害を

お持ちの方たちに利用をしていただくのに、ふれあい交流センターの方を、土曜日、日曜日など1時間でも開始時間、一般の方の入浴時間をずらして、そしてずらした分後ろへ延長するのもしないのか、そういうことなども考えられるのではないかなと私は思うんですね。

そして、思い切って、この歩行浴室については、非常に人気もございます。そして、残念ながら、この介護保険事業計画、高齢者福祉計画、読まさせていただきました。こちらにも、障害者の方、読まさせていただきましたが、歩行浴室の位置づけがないんです。全くここの中に出てこないんですね。とって、この第4期計画の中には、予防、予防、予防って何ぼ予防出てきますか。制度として、医療でも介護でも、予防ということにもものすごい重点を置かれて制度改革されてきたわけですよ。そして、歩行浴室というのは、まさしくその制度の改正に合った事業だと私は思って、これまでもずっとそのことを申し上げてきた経過があるんです。

そして、やっぱりこの計画を見させていただく中で、こっちの高齢者福祉計画ですけどね、介護保険の認定を受けてない方ですね、認定を受けてないお年寄りにアンケートをとった結果、アンケートを書いていた半数以上の方が、足腰が衰えることを心配している。また、運動不足やストレス、こういったものも27%以上、3割近い人がやっぱり感じているというような状況があるんですね。

歩行浴室で色々な人と一緒に水中でのそういった機能回復や機能強化の行動を行うということについては、家から出ていただく。ここのアンケートとか色々見ても、外出しないというような方も多いんですけどね、積極的にそういった高齢者の皆さん方が、まさしくここに書いてある、元気で活力のある生きがいを持って生活していただく、そんなまちづくりには、やはりその施策の一つとして重要な担い手になるのが歩行浴室ではないかなと、せっかくそういう施設があるんだからと私は思っているんですね。

そういう意味では、この間に、生き生きプラザの使用状況に関しましても、私はちょっと心配をしていたのは、貸し館での議論なんか先行してたりしたんですね。私は、それは違おうとずっと思っていました。やっぱり、この生き生きプラザが、医療や福祉、保健、こういったものの、斑鳩町の町民にとって拠点となる施設、こう位置づける。そして、その積極的な運営が望まれる。いかに拠点として情報を発信しサービスを提供出来るか、このことがとても今、この生き生きプラザ、財政が厳しいと言われた時に、それでも建設をしたこの生き生きプラザにとって、一番最も重要な問題であるというふうに

私は考えてるんです。

ですから、ぜひとも、町民の皆さんの歩行浴室に対する要望も多いと思います。担当も聞かれていると思います。この積極的な運営、これをやっぱりやっていっていただきたいと思いますが、あえて再度聞かせていただきたいと思いますが、歩行浴室を利用されている方々の要望については、どういうふうにお聞きになって、またそういった声どのように反映をしていこうというふうを考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 歩行浴室の関係で、生き生きプラザ斑鳩の方でご意見を賜っておりますことは、1つには、シャワーがなかったということでシャワーをつけてほしいというようなこと。それから、歩行浴室の人数でございませうけども、1回の人数が5人は多過ぎるから4人にしてほしいというようなこと。それから、歩行浴室のお湯の温度が低くなるのももう少し上げてほしいというようなことはお聞きいたしております。

ただ、歩行浴室がもう少し広かったらなという声は、私は聞いておらないわけでございますけども、確かに人気があります関係上、狭くなってきているというのは否めないと考えております。

先ほども申しましたけども、この改造について、もし改造するとしましても、かなり構造上の問題とか建築確認申請の問題とか色々問題が発生してくると考えておりますので、今現在では、先ほども申しましたように、大きな改造は考えにくい状況でございます。ただ、今後、先ほども申しましたように、利用者のニーズに合った利用方法については検討してまいらなければならないというふうには考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長から答弁いただきましたけれども、私、色々申し上げました。介助浴室については、利用状況を見る中で、ほんとに利用が少ない。そういう状況であれば、既存の施設でももう少し利用しやすい方法などを考える。そして、この今ある施設で要望の高い、今、まさしくお声があったと、5人ではちょっと狭いんで4人ぐらいで利用してもらわれへんかと。そういうのは、結局は狭いということですので、やっぱりそういうことを積極的に考えていただき、せつかく建てた建物が中途半端な利用状況に終わるといふことのないように、やはり今後、団塊の世代の皆さん方が

徐々に退職してこられました。この方たちも、今後、65歳と言われる前期高齢者の年齢になっていかれる。そんな中で、まさしく医療や介護で財政がより厳しくなることが見込まれる中で、いかに皆さんが家から出て、そして自分の健康を気づかって、そういう町がやられる色んな施策に参加を出来るか。そういうことをやっぱり積極的に考え、あの生き生きプラザがほんとの意味での拠点となっていくように、さらに積極的運営を望んでおきたいというふうに、私の要望も含めた形で言わせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目に挙げさせていただきましたのは、介護保険についてですが、これまでも、私、色々心配をしておりました。この4月から認定基準の見直しが行われる。その見直しというものが大変厳しい見直しで、とんでもないような基準の設定の仕方をすると。ちょっとびっくりをしていたところ、関係機関からも色んな、国に対しても要望なり陳情なり色々された経過があり、各市町村に対しても、余りに大きくそういう認定審査で、これまでの認定と大きく違いが出ては困るということの中では、これまで認定を受けていた方が再度認定を受ける場合、こういった場合には、介護度について大きくかけ離れることがないように一定の考慮をさせていただくような形でやっていくというような考え方が示されてきたんですが、ただ4月以降でも新たに申請される方もある。新たに申請される方については、その厳しい認定基準で見直しをされていくのかなあというふうに私も思っているところなんですけど、このことについては色々この間にも申し上げてきましたが、いよいよ4月からスタートしてまだ2カ月ちょっとですけれどもね、でも、この間に何か担当の方でつかんで、そして感じておられることがあれば、お聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護認定の認定基準が変わってからの状況と、それから、今、質問者もおっしゃいました経過措置につきまして、ご答弁させていただきたいと思えます。

平成21年4月1日より申請をされたご本人にかかる介護の手間をより正確に反映するために、要介護認定基準の見直しが行われました。しかし、今回の見直しにより、軽度認定されるのではないかと不安が生じているとの指摘があったことから、厚生労働省においては、利用者・家族の代表や専門家による検証・検討会を設け、検証されることになりました。

現在、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、検証・検討会の結果が出るまでの間、質問者も申されましたように、更新前の要介護度とする希望があれば、更新前の要介護度と異なる結果になった場合には、更新前の要介護度のままとすることが可能となる経過措置を行うことが出来るようになったことから、町におきましても、4月1日以降に更新申請された方については、経過措置の希望調書を取り、更新認定結果に反映をさせていただいているところでございます。

現在の更新の認定状況でございます。2カ月ほどでございますけれども、4月1日以降に更新申請をされ、6月1日までに介護認定審査会において判定された方、68名おられます。そのうち、経過措置希望調書を反映させずに見直し後の要介護認定基準で更新認定を行った場合、31名、45.6%の方が従来と変更なく、また16名の23.5%の方が従来より重く、また21名の30.9%の方が従来より軽く判定をされました。

平成20年度に介護認定審査会において判定された911名の方のうち、178名である19.5%の方が、平成20年度では前回の要介護度より軽く判定をされたということから、単純に比較をいたしますと、その割合が11.4%ふえたこととなります。

ただ、今回の集計結果は、実質約1カ月分の申請の統計でございます。サンプル的に非常に少なく、ご本人様の状態が回復された等のことも考えられることから、この結果をもってして、一概に認定基準の変更により認定結果が軽く出たとは判断が出来ないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） どちらにしましてでも、前回計画策定する時に、介護保険では、要支援というのが1つあって、要介護1から5までと。ところが、前回から要支援1、2と。要支援を1、2と分けて、要介護1やった人が要支援へ行くような、そんないわゆるちょっと軽度にしていこうというような取り組みだった。そしてまた、今回の改正では、認定基準をさわって、それをさらに軽度にしていこうというようなことなんです。

1つ私は心配をしているのは、今年の予算の時にも、私、色々申し上げましたけれども、要支援から要支援1、2と変更になってきた中で、これまで予測をしていた、そしてまた制度の定着ということの中では、地域包括支援センターですね、ここがやはりど

んどんどんたくさんを対象を抱えなければならないというような状況になってきているのではないかな。そして、さらに、認定基準の見直しを行うことになって軽度者がふえれば、この地域包括が忙しくなるわけなんですね。で、認知症の方の問題もあり、この地域包括というのは、まさしく介護保険の心臓部なんですわ、今、まさにね。と、私はそう位置づけて考えているんですけども、町の方の予算、今年ふやした。ふやしたけれども、改めて人を入れてふやしたのかというたら、そうではないと。もともとおる社協の職員さんの給与分の半分を地域包括につけて、補助対象が2,000万までやから2,000万にしましたというようなね、割合何か短絡的な考え方やったのかなあと私はちょっと予算当初に心配をしてたところなんですけど、今後、ほんとにこれで進んでいきましたら、予算というのは来年度とかなってくるわけですけどね、これで動き出して、4月から動き出していくと、ほんとに社協の職員さんの半分、半日はきっちりこっちで仕事をしていただけるのか。そして、それでもなおかつ職員の手が足りなくなるのか。

ここについては、地域包括支援センターは、斑鳩町は、何べんも言います、斑鳩町は社会福祉士という職員を持っていない。そして、新たに採用するとしても大変なので、その資格を持つ社会福祉協議会に委託をしたというだけであって、地域包括支援センターの責務は町が負っているわけなんですね。ここのところを踏まえていただきまして、この認定基準の見直しにかかわり、軽度者がふえた場合の地域包括支援センター、私は心臓部だと思ってますけれども、ここの運営について、そしてさらには、非該当となる方であったり、要支援1でもなかなかうまく、軽度なために利用が制限されて利用がしきれない。こういった、色々自分の生活の中で考えておられる状況がある中で、こういった方々に対して町は、こういうふうな色々高齢者福祉計画も立てていただいていますし、高齢福祉という係もありまして、町の方では色々施策もやっていただいていますけど、今後、この高齢福祉の中で、こういった方々の要望にこたえていけるような施策をさらに追求していただけるかどうかということが、私はとても、今、心配をしているところです。

行政というところは、年度当初に予算がありきですので、予算がないからでけへんと、いつもこんなことをよくおっしゃるんですけども、人の状況というのは動いていますし、制度が変わった時に、その状況が読めない。読めなければ、4月から以降だんだんだんだん進んでいく中で色々な状況が出てくる。この時に、町がどう判断をしどういう施策

をするか、どういう手当を打っていくか、この姿勢が非常に求められるところだというふうに思っておりますので、あえて私は、今、一般質問をさせていただいております。介護保険の心臓部である地域包括支援センターの体制について、また高齢福祉の施策について、この認定基準の見直しに付随する問題といたしまして、町の方では、もし年度途中でも、そういう色んな問題が起こってきた時に、十分施策の状況を考えていただけるかどうかということについては、お聞きをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 地域包括支援センターの運営について、それから高齢者施策の対応について、今後、どうしていくのかということです。

地域包括支援センターにおきましては、現在、3名と嘱託の臨時職員が1名おり、その要支援1、2の方に対してのご相談を受けてきております。その中で、要支援1、2の方がふえてくると想定されます中では、今後、十分な対応が出来るように、職員の人数等も含めまして考えていかなければならないと、このようには考えているところでございます。

また、高齢施策の関係でございますけれども、これにつきましても、高齢者の様々な問題、また様々な今後出てくるようなニーズ等に対しましては、その時その時、国、県とも連携を図りながら対応をしていかなければならないと。また、町も、今後、高齢化が進みます中で、当然そういう認識を持って対応をしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、この認定基準が変わったことによる新たな申請者の皆さん方が、色々な要望なりお声が町の方へ届けられたり、またケアマネジャーさんから色々なご意見があれば、ぜひとも受けとめて、年度途中であっても、やはりその施策については積極的にその方たちの、1番目でも申し上げましたけれども、やはり予防していく、健康を守っていく、そして生きがいのある生活、活力のある生活をやっていただくためにも必要な施策であるという位置づけに置いていただきまして取り組んでいただきたいということを思っておりますので、また担当常任委員会もでございますので、色々町の方からもご提案いただきたいというふうに思います。また、担当常任委員会の意見もぜひ聞いていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それでは、続きまして3番目の質問に移らせていただきます。ここには、各部・課・

室などの人員配置についてということで書かせていただきました。これを質問させていただこうと思いましたが、3月に人事異動の内示がありまして、私自身も、常に町側は、内示を出しましたら議員にも配っていただいておりますので、私は早速見させていただく中で、どうもこの人事異動を動かしてはることについて町はどう考えてはるんやろうと。人事については、私たちは決定権何もございませんので、町の考え方をさぐるしかないんですが、町は何を考えてるんだろかなあとかどうしてこうなったんかなあと、内示を見させていただく中で感じたことがたくさんありました、今年の異動につきましてね。

その点については、これまで総務委員会などでも、色々議員さんの方からも、町に対して質問なども出ているようには思いますけれども、私は改めて聞く場所もありませんので、職員さんというのは、町にとって、そしてまた町民にとっても、私はいわゆる斑鳩町の財産であるというふうに思っております。重要な人材、この斑鳩町の財産である職員さんたちがどのように働いていただけるのか、どういうふうに配置されてどう働いていただくのか、非常に私は斑鳩町にとって重要な問題であるというふうに認識を持って見させていただく中で質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回、この異動があって見させていただきまして、ほんとに増になった課や減になった課やら色々あったんですけれども、順番にちょっと幾つかきちっと聞いておきたいところについてはお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず、第1にお聞きしたいのが、会計管理者の問題です。これまで、収入役を廃止し会計管理者を置く。そして、その会計管理者については、もう引退されました先輩議員なども、兼務ということはしてはいけないと、きちっと会計管理者を置く方がいい、置きなさい、置くべきであるというふうなご意見もおっしゃられてました。

そして、私も、地方自治法に規定されている会計管理者、地方自治法第168条から171条にきちっと規定もされておりまして、で、色々なものを私も読まさせていただく中で、やはり今現在の総務部長との兼務というのは、非常に私は無理があるやり方なんかなあというふうに感じました。

それといいますのも、部長の中でも総務部長というのは一番上席になるというのかな、そういう責務も総務部長は持つておられるのかなあというふうに思うんですが、その部長が、それでなくても、今、大変忙しい。忙しいという言葉が適切なんか、先ほどから出てるものでいえば、重責を担っているというふうに思うんですが、それが会計管理者

の仕事は仕事できちっとあるわけなんですけどね、また会計管理者の重い、これも重い仕事なんですけど、その2つを兼務されて非常に大きな大きな任務をお一人の方が担うということについてはいかがなものかなあと。やはりこれは別立てで、兼務というのではなくきちっとやるべきではないのかなというふうに私自身も考えています。

なぜ、兼務でいい、兼務でいいと言うたらおかしいですけどね、町はそのところを、会計管理者の位置づけのとらえ方が私なんかとはちょっと違って、兼務でいいというふうな判断をされて、会計管理者を置かないということになったのか、ここについてちょっときちっと聞かせていただいております。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） なぜ、今回、総務部長、私ですが、会計管理者を兼務したかということではございますけども、今回の人事異動に際しましては、色々検討をされる中で、現時点では、新たな部長職というよりも、総務部長が適当であると判断されたところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） だから、何でそうなったのか、そして会計管理者の位置づけをどう考えておられるのかということを知りたいわけなんです。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、会計管理者、2年前部長職でございました。そうした中で、まず現在の課長職の中で部長職に上げる適任者がおらなかったということがございます。で、今の部長級の中から、そうした中で、私が兼務が適当であると判断されたところであります。

なぜ兼務かということではございますけども、今日までにおきまして色々な、部長と課長の兼務もございました。そうした中で、今回については、このままずっといくんじやなくて、この時点では兼務となったという事実でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 何ともね、そこへ持って行く、人がおらんから兼務にしたというようなニュアンスで言われると、まさしく、より納得しにくいんです。やっぱり会計管理者という職務というものについてきちっと位置づけをしていただいて、位置づけしてありますよね、地方自治法でも、この条例でもね。斑鳩町の条例、歴史を見ても、会計管理者というたら、ちゃんと位置づけされてます。

ですから、やはりこれらを兼務ということではなく、やはりきちっと、人材は育成するのが、やはり管理職の皆さん、また管理職を育成するのは、トップを含めた特別職の皆さん、やはり育成をしていかなければならない。その職員の退職などに伴って、そういうことも含めて将来を考えながら計画的に行っていくのが、やはり斑鳩町のトップや特別職の皆さんのお仕事でもあると思うんですね。

ですから、何か人材がないからこの職は兼務にしたというような、ちょっとその辺はね、非常に私としては納得がしがたい。今、適切に配置出来る職員が、このまま行くわけではないと、またそういうふうなこと、配置出来るようであれば配置もしていくというような状況だというふうに私は思いましたので、ぜひともやはり、この会計管理者につきましては、法律で位置づけもきちっとされてるんですからね。これ、兼務というよりは、きちっと位置づけてやっていただくと。

兼務の仕方も色々あると思うんです。総務部長の兼務というのは、私、どうも余計納得出来ないんですね。例えば、会計管理者を設定して、その会計管理者を室長兼務、そしてその室長にそういう次長級なり部長級なりも充てるというようなこととか何か考え方あんのかなあと思うんですが、総務部長との兼務というのは、ほんとにどうしても私自身は納得出来ないものであるというふうに思っておりますので、今後、また庁内で色々なこと、色んな問題、人事も含めて色んな問題話し合われることもあるかと思いますが、今後、会計管理者についても、慎重に取り扱っていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

そして、あと、2つ目に思いましたのが、国保医療課に参事職を置かれたということなんですが、国保医療課というのは、もともと健康対策課としまして保健センターも含めて大きい課やったんを、こういう色んな制度の改正の中で分けはったんですね。生き生きプラザも出来るしということで分けて課を考えられたと。昨年から後期高齢者医療もスタートをしてきました。ということは、職務としては、保険部門が分かれ、そして後期高齢者医療がスタートして、斑鳩町が被保険者となっている国民健康保険の加入世帯数は、ある程度、かなりの数、世帯数が減ったと。ですから、管理する世帯数も減っているような状況の中で、あえて、人をふやしたという単純なものだけだったらあれなんですけれどもね、参事職までつくって人をふやしたということについては、これは何なんだろうと、なぜなんだろうというふうに私はちょっと最初見た時に思ったんですね。素朴に私は、そういう制度の流れやシステムの流れを見る中でも、ちょっと疑問に感じ

ましたので、ここのところの考え方は、ちょっと町にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、国保税の滞納額につきましては、里川議員さんも十分ご承知のことだと思っております。現在、年々増加しております、平成21年3月末の滞納調定額で、約2億8,600万円という大きな数値となっております。ちなみに、町税であります。町税につきましては、約1億5,000万円となっております、町税の約倍の滞納調定額があります。

そうした中で、国保会計の健全化に対応する必要がございます。そうした中で、この国保税の賦課徴収というのは大きな課題であるということで今日まできておりますし、今後も大きな課題だと考えております。そうした中で、この強化を図るべく参事職の課長級を置いてこの課題解決に当たっていくこととしたわけでありまして。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 町は、そういう滞納などの状況を改善していくための特命を持った参事を国保医療課の方に配置をしたんだということなんです。

私、今回の人事異動では、国保医療課だけではなくて、えらい参事、参事いうてよう出てきたんですね。以前から、議会の方からも、参事で何やという話がよく出てたんです。条例などにも、この例規集見させていただきますと、特命を受けた、今、私、あえて徴収、滞納を改善するためという、特命というわざとそういう言い方をしましたけれども、特命を受けて任務につかれる参事という形に私は理解をしてるんですが、今回、えらい参事職が多いと。

そしてまた、町民さんとかかわるところで、参事というのは、私らでも最初から何かわかりにくいなあと、複雑やなあと、参事で何やろうと思ってましたけれども、町民さんから見ても、その課の参事でどうなんやとか、誰がどうなってんのかとかよくわからない。管理職でいててくれはんねんけど、課長とかいうたら一般的ですのでわかります、その課の責任者ですので。

でも、じゃあその課で、同じ課長級で課長と参事があって、その辺はどうなるのか。私らもよくわからない。ほんとに正直よくわからないというようなことになるんですが、今回、ほんとに参事職が非常にふえましたけれども、町民にとってもわかりにくい参事職をふやされた、そのことについてもあわせてお尋ねをしておきたいというふうに思い

ます。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ここ近年、行政のニーズというのは非常に多くなってまいっております。ここ10年、20年前と相当違っておると思うんです。そうした中で、行政課題というのは、各課においてふえてまいっております。緊急に解決すべき課題もございます。そうした中で、どうしても課長級一人で耐えられない時もありますから、課長級という責任のある職でその行政課題に当たり、より早くその問題解決に結びつけていきたいということでございます。大きく言えば、重複しますけども、やはり行政課題がふえてきているということであります。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしましたら、前々から、例えば参事職を今回置かれたところの一つとして福祉課がございます。福祉課というのは、よその行政を見ておりますと、比較的多いのが、一般的に多いのが、介護と高齢福祉を引っつけて1つの課になっていたり、児童福祉と障害福祉などいわゆる社会福祉に関するところが1つの課になっていたりとかいうふうなこともあるんですけどもね、今回、生き生きプラザが出来るに当たって保健センターを新たな課として斑鳩町は立ち上げられた。その時に、私はなるほどと思った。その時になるほどと思ったのと反対に、参事職をふやして課は1つでというふうになってる。こういう状態というのはどうなんかなあと。やはり分けない方がいいのか、課というのはね。分けない方がいいのか、分けた方がよりわかりやすく、住民さんたちが訪れた時にわかりやすいのか、この辺も私はどっちがどうなんかなというふうには思うんですが、その辺のところでは、町の方はどういうふうにお考えになられているのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、近年は、組織のスリム化ということが言われております。課を分ける場合におきましては、やっぱりそれ相当の理由があると思います。その組織の人数的な問題もございます。3人から5人で、果たして課としてその組織が成り立っていくかどうかという問題もございます。そうした中で、今、申し上げましたように、その時々緊急に解決すべき行政課題があります。そうした中で、今は課を分けて参事職を置いておるということでご理解はいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしましたら、参事というのはあくまでも特命を受けているということで、特命を受けてやるというその特命というのは、長年続いて特命というのは私はおかしいのかなというふうに思うんですが、今後、この特命を受けられた参事の職というのは、ずっと続いていくんですか。それとも、その状況、状況を見る中で、今、設置された参事職というのはなくなっていくこともあるのか、この辺についてはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 以前、建設課におきましても、里川議員もご承知のように、用地対策の参事職がございました。これにつきましては、一定の効果というか周知が出来た段階で、今現在は廃止になっておりますけども、今、参事職はありますけども、それぞれの行政課題が一定のめどがついた段階におきましては、当然廃止いたしまして、また新たな行政課題に対応することも考えられます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それぐらい特命として参事を置かなければならないというのは、よっぽどの重大な問題がなければ、私はどちらかというと、より行政の組織としてわかりにくい、町民さんから見てわかりにくい組織になるのかなあというふうに思ったりもします。私たちも、この問題を聞きに行って、どっちに聞いたらええのかというようなことで迷ったり、議員である私たちもそういう時もあります、新たにそういうふうに職を設けられますと。町民の皆さんならなおさらです。やはり、わかりやすい、そして位置づけ、会計管理者もそうなんですけれどもね、位置づけというものを十分検討をさせていただいて職員の配置を行っていただくということが重要ではないかなというふうに思います。

続いて、3つ目に、内示のあった時に心配をしましたのが、水道部の問題なんです、水道部は1名減になっておりました。私は、公共下水道の工事が進む中では、老朽管の更新事業などは、公共下水道の工事などと合わせて水道の方もやっていくのが効率的ではないかというような議会からのご意見もあり、私もそう思っておりましたし、そういうことも申し上げてきました。町はそういう形でやっていくというご答弁もいただき、公共下水道事業はずっと続いているわけなんですね。

こんな中において、水道部で1名減らされたのは何なんだろうと。まだ、公営企業会計という形に下水道部もならない中で、上水道と下水道は料金も同時徴収をされていっ

ているという中での事務処理、そしてまた先ほどもありましたライフラインの確保ということの中で水が重要だとおっしゃいましたけれども、私は国民保護法の問題が出てきた時、あの時にも色々考えておったんですが、町はこの条例に書いたのも、武力攻撃と書いてあるんですが、まさしく国民保護法で言われるのは、テロなんですよね。テロというのは、武力攻撃、単にそれだけではないというふうに思っております。

そんな中であって、斑鳩町の町民全員が口にする水の安全確保というのは、非常に水道としては重要な、まさに大きな重要な任務であるというふうに私は考えているところです。公共下水道と共に工事も進めていながら、そういう安全確保をしながら対応していただくには、なぜ、今、減らさんといかんのかなあという、減らすぐらいなら、町民全員の口に入る水をより、今ももちろん安全パトロールなども含めて色々安全な対策ということを考えていただいているだろうとは思いますが、より、やはり国民保護法などで言われるようなことを心配するのなら、なおさらもっとそういう安全確保について研究をし、その課の中で研究をしながらどういうことをやっていこうかという、積極的に企業会計の中で、公営企業の中でもやっていただけるものかなと思っておったのが、減となったところについては、少し、えっ、何でだろうというふうには思ったものですから、この辺の水道事業に関して、1名減としても事業がやっていけるんだということについて、そういう町はお考えでこうされたのかなと思うんですが、その理由についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、質問者がおっしゃいましたように、水道水の安全確保ということは、これは当然ながら重要な命題でございまして、それで浄水場職員につきましても、この浄水場の職員については、人数は減っておりません。ということは、毎日の点検は今までどおり行っていただいておりますということで、まずはご理解をいただきたいと思います。

そうした中で、上水課の職員といたしましては、担当部長からも日々の仕事の内容も当然聞いておりますし、私も上下水道部長としておりました。そうした中で、日々の業務内容等を判断し、また役場全体の業務量のバランスもございまして、そうした中で判断して、1名減員でも業務は遂行出来ると判断したわけでありまして。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 町は町でそういうふうに一定お考えになったということでは

が、私は、今後も、ちょっと上下水道との関係の中で、どんなふうに水道部動いてくれるのか。ここはなかったら私らも生きていけないところですので、今後も見守っていきたいというふうに思います。

時間もございませんので、続いて、4つ目は教育委員会の問題です。ほんとに驚きました。幼稚園の教頭先生が3人一般職へ異動になり、そして園長はよそから嘱託で迎えると。その中には、幼児教育に携わっていなかった方もおられるというふうにお尋ねをして、なぜこの教頭先生たち、そういうふうにされたのか。保育園みたいに、教頭先生が園長になるとか、内部での引き上げとか、そういうことはなぜ出来ないのかということ。保育園なども見ておりますので、同じ課長補佐級の職員なのに、そういうことがなぜ出来なかったのかとか、非常に疑問に思ったところです。

この教頭先生を一般職にされた、幼稚園から外されたということについては、一体何があったんだろうと。私らから見たら、そういうふうに見ます。一体何があってこうなったんだろうと、びっくりして見させていただいてます。その辺の考え方について、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 4月の人事異動で教頭職を一般職に配置転換をさせていただいております。それはなぜかということですが、これは、幼稚園の運営につきましては、今日まで、園長、これは小学校の校長に兼務していただきまして、そして教頭と教諭、それから講師、用務員、こういった体制で今日まで運営をまいりました。

幼稚園教諭の採用も、平成6年度に採用して以来今日まで採用せずに、不足する教諭につきましては臨時講師を採用いたしまして幼稚園の運営をまいりましたところがございます。その結果、現在、正規職員の年齢構成でいいますと、40歳以上の教諭がすべてでございます。50歳半ばの教諭もいるというようなことでございます。このような年齢構成から、平成21年度に正規職員を3名新たに採用いたしまして、教諭の若返りを図っております。

それで、幼稚園の機構改革も同時に行いまして、幼稚園運営の改善を図っていききたいということでございます。

1つには、専任の園長の配置でございますが、今日まで小学校の校長先生に園長を兼務していただき、教頭を置いて幼稚園の運営をまいりました。最近よく言われております幼小連携教育につきましては、小学校の校長が兼務していただくことは大変効果

があったというふうに考えております。

また、一方で、園長、教頭の連絡調整、あるいは行事等の開催についての協議に時間を要することもございました。そうしたことから、平成21年度から、幼稚園教育充実及び園運営の改善を図るために、専任の園長を配置いたしましたところがございます。まだ2カ月を経過する中で、園長は園児の名前を覚え、あるいは園児の特性を知り、きめ細やかな保育、また職員への適切な指導助言を行いながら、教員の指導力の向上にもつながっていて、園全体の教育が向上していくというふうに考えております。また、園の活性化が図られているというふうにも考えております。

さらに、保護者、地域との対応が、園長として前面に出て対応することによりまして、より信頼される、また充実した園運営が営まれているというふうに考えております。今後も、園の運営につきましても、注意しながら見てまいりたいというふうに考えております。

また、幼稚園長設置に伴いまして教頭職を廃止いたしました。今後は3人の園長が協議しながら、よりよい幼稚園の運営をしていただき、保護者が安心して町立幼稚園に預けていただけるような園運営を、教育委員会と幼稚園が力を合わせて幼児教育の充実に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、特別支援に要します講師には、昨年引き続きまして特別支援教諭を講師で配置しておりますし、また担当教諭不在の時には、園長あるいは講師がその補充に当たっていくと。あるいは、用務員を事務員にかえまして事務の効率化を図ると、こういった改善も図りながら幼稚園の運営充実に努めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、1つお伺いします。時間ありません、的確に教えてください。幼稚園教諭は、専門職です。資格を持って幼稚園の教諭として採用された。で、斑鳩町では、これまで副町長も、保育園との人事交流は考えているというようなことはおっしゃっておられました。ですから、教頭が保育園に異動とかいうことなら、私たちも、あっ、これまでそんなこと言うてはったなと思うんですが、一般職へ移行ということになりましたら、採用された時の職種は一般職員ではないので、こういう場合の異動があった時には、本人には何か事前に意思の確認などはされるのかされないのか、それだけ教えてください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、町職員として採用いたしております。そして、幼稚園の教諭に配置すると、こういうことでございますので、色々研究もさせていただいております。これについては、法的には問題ないということで実施をいたしております。

本人に事前にとすることは、内示で本人に通知をするということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ということは、これからもこういう専門職で入った方が一般職になる、しかも本人に確認もとらず。保育士であっても幼稚園教諭であっても、斑鳩町が採用した職員であれば、専門職で自分は採用されていると思っておられる方々に対して、今後も斑鳩町はそういうやり方で、本人との意思の確認もせず一般職へ移行することがあるのかどうか。今後もある得るんですか、それは。お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 大分以前ですけれども、保育園の先生が福祉課の方で働かれたこともございます。これは、福祉部門で働かれたこともございます。やはり、その時々によって状況は変わってこようかと考えておりますので、その時々判断であると考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ご本人が病気であるとかそういうものであって、相談をする中で決定するというのであればわかります。でも、本人がその専門職に専念をされている中で、本人の意思の確認もせず異動をするのかということをお尋ねしたんですが、今、それについては明確なご返事はなかった。

そして、教育長がおっしゃられました、年齢構成高なっていると。でも、教頭を外して園長を迎えはったん、みんな退職した人ばかりです。さらに平均年齢上がっているじゃないですか、幼稚園のね。そういう矛盾した答弁をされていると私は思います。

ですから、今後、人事関係におきましても、私たちも、色々慎重にさせていただく、それが町民へのサービスだと考えておりますので、これからもその点については、位置づけをきちっとしていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

次に、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番(浦野圭司君) それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、通学路の安全確保についてです。

通学路は、長年の歴史と共に各地域に形成されたもので、色々なルートの中、比較的
安全なルートが選択されてきたと思います。しかし、学童の通学時間帯は通勤時間帯と
も重なり、車やバイク、また自転車等が同じ道を利用するケースが多いため、非常に危
険なものとなっている場所が多いと思います。

実は私も、今朝もそうやったんですけども、龍田西地区のチサンマンション周辺の学
童が登校してます河藪橋の東詰めにて、毎日安全を祈願しながら学童を見守っているん
ですけども、この状態をちょっと申し上げますと、学童はいつも午前7時30分ごろ、
一斉に百数十名が北庄回りで登校をしています。それと重なって、一方国道25号線の
車の流れが急に悪くなり、迂回路を利用する車が河藪橋を東へ渡り、狭い道路にもかか
わらず突っ込んできます。午前7時から午前8時までの間の車の通行を遠慮していただ
くよう、河藪橋東詰めでは看板が立てられています。しかし、その効果はありません。
学童の父兄の方々数名が、毎日交代で黄色い旗を持って龍田の旧街道まで送っていかれ
ています。特に雨の日は、傘を差す学童と車が接触しないか冷や冷やしております。

春の交通安全期間中は、役場の職員様と安全協会の方々々が車でパトロールしてくれ
ておりましたけれども、このような危険な状態を車をとめてお伝えしようとしたんです
けども、車でさっと通り過ぎられただけで、通学路の安全点検を本当に認識されておる
のかなど、疑問に思いました。通学の事故は、起こってからでは遅いと思います。この
地区以外にも、町内には危険と隣り合わせの地区は多々あるように思います。行政はも
っと主体的に各地区と協議しながら、より安全な通学路を確保すべきであると考えるところ
です。

まず1点目としてお聞きしたいと思いますが、斑鳩町全体の通学路の選定と申します
か決定、それと安全対策については、どのように取り組んでおられますか、お伺いいた

します。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちの登校に対しましては、今、浦野議員おっしゃっていただいたように、色々な方々がボランティアでご指導をいただいて、子どもたちが日々事故なく通学させていただいております。大変こうした皆さん方のご好意に感謝しているところでございます。

通学路につきましては、以前からも申し上げておりますように、現状の道路を利用いたしまして、保護者あるいはP T Aと協議しながら、児童の安全を確保するために、居住地ごとに通学の順路、あるいは集合場所及び交通状況等を勘案しながら設定をさせていただいております。通学路という法的な定めはございませんが、児童等の安全確保を最優先させることが重要であることから、車両、交通量、あるいは横断箇所、あるいはまた横断歩道、信号機、歩道橋が設置されている等、通学路として適切な道路環境であるかどうか検討をし、より安全なルートを通学路として定めさせていただいております。町の道路が、現状では必ずしもそのようになってはおりません。教育委員会といたしましても、より安全な通学路を選ぶように指導をしているところでございます。

また、年に1回でございますけれども、教育委員会、あるいは学校、P T A等合同で、現在、子どもたちが通っている通学路の安全点検をさせていただいて、必要なところについては担当課にお願いをいたしまして、改善を要望、要請をしているところでございます。色々な条件がございますので、必ずしもすべてがクリア出来るかどうかということは難しゅうございますけれども、出来るものについては担当課の方で率先して改善をさせていただいているというような現状でございます。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 先ほど申しましたけども、それでは②点目として、龍田西チサンマンション周辺の通学路は、先ほど申しましたように、特に危険と隣り合わせなのですけれども、これに対する安全対策についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ご指摘のチサンマンション周辺から通学する子どもたちの通学路でございますが、先ほども議員おっしゃっていただいておりますように、河藪橋から北庄の間につきましては、現道を通学時間帯に通り抜けの車両も多いということでございます。これも、最近、私の担当の職員も、現状を確認に行かせていただいております。

以前にも、通学時間帯における交通規制について、地元関係自治会長と協議を行ったこともございます。しかし、ほかへ迂回する道路がないなどのことから、まとまらなかった経緯がございます。現在は、通り抜けをご遠慮いただきたいという旨の看板を設置し対応をさせていただいているところでございますが、また河藪橋の河川側にも、横断歩道から橋までの間につきましても、歩道を整備していただいたところでございます。

さらには、毎年、保護者、学校、行政により実際の通学路の状況を確認をする安全点検、先ほど申し上げましたようなことを実施しながら、改善出来るところについては改善をさせていただいているところでございます。

今後とも、道路を利用される運転手、あるいは通行する子どもたちの交通マナーの理解を呼びかけると共に、引き続き児童生徒、あるいは幼児の交通安全指導を徹底いたしますと共に、保護者、学校、行政との連絡を密にいたしまして、地域住民の皆さん方の協力を得ながら、子どもたちが安全で安心して通える通学路を選んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） この一般質問を通告いたしました後、早速ですが、今、教育長おっしゃったように、先週の金曜日でしたかね、そのチサンマンションの学童の通学状況を、7時5分に河藪橋の東詰めへ1人女性の方を派遣していただいて、現状把握ということで来ていただきまして、私も会いました。開口一番、車が非常に突っ込んできますねと、それも台数多いですねと、非常に危険な箇所ですねという再確認をしていただきました。ほんとにありがとうございました。

やはり、現場におりますと、特にその日は天気はよかったんですけども、雨の日なんかですと、子どもたちが2列で通学するんですけども、風雨の強い日なんかは傘を差して行きます。そしたら、子どもですから、2列も守れない子、3列、4列に膨らむ子、またしゃべりながら通学しておりますけども、子どもですのではありませんけども、父兄の方、それを後ろ姿見ながら、そこへ、先ほど言いました車が突っ込んで来ると。車とほんとに接触してるんです。接触した面を私目の当たりに何回も見てるわけなんです。

そういった中、ご父兄の方も交代ごうたいで、すぐに順番回ってくるんですということで、日に10名近く各マンションから当番でやっていますということで聞いておりますけども、子どもの後ろ姿を見ながら、危険と隣り合わせだなあ、何とかならへんのかな

というふうな顔をされております。私も、交差点だけ見守って、ご父兄の方は交差点から通過して、龍田街道のおくがみ呉服店のところまで送っていかれてる方もおられます。その間、北庄の道路、非常に危険な箇所が多くて、また交差点も、そのおくがみさんのところへ行くまで何カ所かあります。

そういったことを見る中、また過去に何回かご父兄の方、またPTAから教育関係の方に相談もあったと思うんですけども、今、答弁の中で、ほかの道路がないと、改良していく道路がないと、だからこの通学路を、今、採用してるんだという答弁ですけども、探せばあるんです。距離も遠くなく、同じような距離で、ちょっと畦道ですけども、通学路に適用をして、ちょっとだけ改良をすれば、例えば水路を蓋すれば改良出来るような通学路もあることはあるんです。で、そのことを、私、ご父兄の方、ある人をつかまえて案内しました。この道どうですかと。そしたら、非常に安全ですねと、もしかして要望を役場なり校長先生に申し上げれば、非常に安全な道路もあるんですねというように認識に立っていただいております。

そういうことで、何を申し上げたいか。やはり、現場現場では、ほんとに事故と隣り合わせだなという箇所がかなりあるように見受けられます。私も西地区で住んでおりますので、余り東地区等は行っておりませんが、斑鳩町全体の通学路、あるいは道路幅とか見ます中、やはりかなりな箇所が、こういう箇所があるんじゃないかなと思っております。

私も、教育委員会の方へ行き、この問題について以前も提起させていただきましたけども、地元の要望があれば、またほかの改良するような道路があればとかいうことでおっしゃいますけども、やはり、現場現場に出向いていただいたら危険度が把握される、そしたら改良せないかんというふうな気持ちになっていただくかなと思います。

先ほど、教育長のご答弁の中に、現場を見ていただいたということで、教育長に報告もあるかと思えますけども、その日の天候によって、先ほど言いましたように、雨の日なんかは非常に危険率が増してくるということでございますので、現場はこんな状態なことを十分把握していただいて、ご父兄の方、またPTAの方から改良出来ないものかという問題提起が再度あるかと思えますけども、何回も言いますが、事故があつてからでは遅いので、真剣に考えていただいて、地元の要望にこたえていただくということで、安全を確保していただきたいなと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先ほど、私、迂回路がないということを言いました。この、今、通っているところを規制した場合に、交通規制、時間規制、あるいは一方通行等々の規制があります。そういうものをした場合に、そこにお住まいいただいている住民の皆さん方が、生活上迂回道路がなかったら困ると、こういうことでございますので、子どもたちが迂回道路がないということではございません。私たちも、見ている中で、一部早めに右の方へ曲がれば、村中縫製のところを越えたところで右へ曲がれば、若干安全なところがあるんじゃないかなということもお話はさせていただいておりますけれども、やっぱりまだそれらの点について、日々通っているところが、やっぱり子どもたちにしたらなじんでいるということもありまして、なかなかそういう改善は出来ていません。

そしてまた、今、おっしゃっていただいているところについても、水路があるというようにございまして、これはまた私の方で点検させていただいて、また担当課と協議をさせていただくということになろうかと思っております。出来る出来ないは別にして、私の方も教育委員会全体でまた見守っていきたいというふうに思っています。私は確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 先ほど、7時から8時の間1時間だけ規制の看板を出していただいているというのも見えておりますけども、こう言っちゃなんですけども、平群から来て国道25号線、竜田大橋のところを左折して東へ行かれる方だと思っておりますけども、国道25号線がちょうど7時から8時の間渋滞ぎみになりますので、流れが悪くなります。王寺へ曲がる右折レーンがつくられてから、竜田大橋の交差点の渋滞も若干は緩和されておりますけど、やはり7時半ごろは特に交差点たまりぎみになってきます。それを見て、河藪橋を東の方向へ北庄を抜ける迂回路を車が突っ込んでくると、で、また北庄の方面から、村の方が通勤等で出かけられる車が出てこられると。それと接触、交差する中、学童がそこを通学するというふうな状況で、平群から来られる方は、その立て看板を見ていただいて、あっ、ここは通学路なんだと、安全を確保してはるんやと、やっぱり遠慮しようかということを見ていただく方は通っていただけないんですけど、突っ込んでくる方は、悲しいかな看板なんかはそっちのけで、中にはあの細い道をエンジンをふかしてぱっと坂道を上がっていかれる数台の方もおられます。通勤時間ですか

ら、時間せかれてるのかなと思います。という現状を見ておりますので、もう一回、まあ何回でも見ていただいて、改良点があれば改良していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

第2点目の質問に入らせていただきます。コミュニティバスの有効活用についてでございます。

町内をコミュニティバスが運行し、町民の町内移動の一端を担っていますが、運行経路の効率化については、かねがね議論されてきております。本町では、他の町村に先駆け、町内巡回コミュニティバスを早々と運行させられ、特に高齢者の方々が、家にいることなく町内にある各施設を利用したり、またプライベートな足便として利用出来ることは非常によいことなのですけれども、一方、これを利用しない、また利用しにくい住民の方々もおられることは現実です。

その方々に聞きますと、このバスは町内を巡回しているために、点から点までの所要時間がかかり過ぎる。また、現行の運行ルートは、自分の行動範囲からいって、例えばバス停まで出ていくのに非常に遠過ぎるとかいった利用のしにくい理由等々を聞くところでは、

そこで、コミュニティバスを採用されている他町村に少し目を向けてみますと、吉野町では、国の補助金を利用され、一般的なコミュニティ的な利用に加えて、通学バス、あるいは買い物バスといった非常に多目的に有効利用をされ、ルートもふやされて、費用対効果を出されているように見受けられます。また、私的な利用については、財政難の折ですから、一部定額有料化として受益者負担も考えられ、町民の利便性を考慮されていると聞きます。

そこで、まちづくりは本来、各公共施設の立地は多方面にばらばらばらけることなく一拠点にコンパクトにまとめるべきであったと思うのですが、残念なことに本町の各公共施設は、いかるがホールをはじめとして各方面にちらばっています。これを利用する町民は、マイカー等で移動しなくてはならず、道路は渋滞し、本来の経済活動に支障を来しています。

コミュニティバスの運行を採用された第1の目的は、本町の公共施設の利用促進という観点、また第2の目的は、高齢者の利便性を配慮して、第3の目的は、マイカー利用を出来るだけ抑制し交通渋滞の緩和をしようとしたと思うのですが、いま一步費用対効果が出ていない。また、これを利用しにくいの方々にとっては、不公平感があるよ

うに思うのは、私だけではないと思います。

そこで、コミュニティバスをより多目的に利用出来るように、町内道路の交通渋滞を緩和させ、また経済活動も活性化させようといったトリプル効果をねらったコミュニティバスのシステムに改善していくことが出来ないものでしょうか、お伺いたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） コミュニティバスの運行につきましては、ふれあい交流センターのオープンに合わせ、公共施設の利用促進を図ると共に、住民の身近な交通手段として利用をしていただくことを目的に、平成12年度より運行を開始いたしました。

運行開始に当たりましては、担当常任委員会であります総務常任委員会で約1年間をかけて継続審査として検討を重ねていただき、バスが進入出来ない地域が多くある中で、各公共施設を巡回し、バス1台でより効率的に運行出来るルートを選定してまいったところであります。

平成12年度は、試行期間として一方通行的な運行でしたが、住民対象のアンケート調査も行った結果、住民の方が利用しやすいように、平成13年度より現在の運行方法に変更し、停留所の数は37カ所となっております。運行はエヌシーバスに委託しており、委託料は年間で924万円を支出いたしております。

利用者数も年々増加し、平成20年度は年間で4万3,608人、1日当たり延べ約122人の方が利用されました。利用者の方は、運行経路及び運行時刻等を考慮しながら、公共施設の利用の際や日常生活上の交通機関として利用されている状況であります。

また、コミュニティバスの利用者の多くは、高齢者の方々でありまして、コミュニティバスを運行することにより、高齢者の社会参加を促進すると共に、健康増進にも寄与しているものと考えられます。現にコミュニティバスの車内で行ったアンケート調査におきましては、コミュニティバスのおかげで出かけることが出来て感謝している、バスのおかげで町内のことがよくわかったなどの意見もいただいております。

このような状況の中で、多目的な利用方法とのことでありますけども、乗降者数の多い停留所から順に挙げますと、ふれあい交流センター、東西老人憩の家、笠町、斑鳩町役場、法隆寺駅というようになっておりまして、このことから判断しますと、公共施設の利用はもちろんのこと、最寄り駅までの交通手段としても利用されていることが推測され、通勤、通学や買い物など多目的に利用されているものと考えております。運行開始後丸9年が経過しておりまして、住民の間でルートも定着しておりますし、増便とな

りますとバス1台の経費が余分にかかることから、困難な状況であります。

また、有料化についてでございますけれども、定期監査の折にも監査委員より、受益者負担の観点から有料化を検討してはどうかというご意見もいただいております、検討してきたところでございます。有料化の導入に当たりましては、運賃を徴収するための機械の設置やバリアフリー使用の車両が必要となることなどによる経費増が見込まれるほか、現在まで無料で運行してきた経緯や導入目的、また福祉バスとの整合性を図ってきた経緯を考慮いたしますと、有料化につきましても検討課題が多く、慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、ご質問の中でありました吉野町でありますけれども、吉野町につきましては、今般バス路線の廃止に伴います代替ルートとして運行をされておまして、ルートにつきましては、本町の方がより細かなルートとなっておりますと考えているところであります。

いずれにいたしましても、今後におきましても、この運行につきましては、やはり町民の方に広くご利用いただきたいので、十分検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） ご答弁にもありましたように、平成12年度から試行運転され、本年で丸8年という経過をたどる中、住民アンケートもとりながら、ルート改正は、平成13年度でしたかね、されて、年々利用者もふえていると。1日平均122名ですか、年間4万3,608名ということで、当初、平成12年度では1万4,678人のところが、約3倍ぐらいに利用者もふえていると。これは、8年間でルートも定着してきて、ご利用される高齢者の方も、どのバス停に何時にバスが来るというようなことも頭の中に入れられて、自分の行動パターンも出来上がってきてるのかなとは思いますが、せっかく走らせてるバスですので、1,000万近い費用もかけられているということですので、もっと利用出来ないかなと。それと、利用しにくい方にとって、ルート改正とか増便とかいうことで考えておったんですけども、8年間のうちで大分定着してきていると。

それと、財政難の折ですから、増便すれば財政的にも逼迫する。また、バスも12年から8年たちますと、例えばバリアフリー的なバス、低床、床の低いバスが、今、出来てますけれども、改良をすればまたバス代も要するというふうなこと、また町内の道路状況も勘案する中、ルートの改正もなかなかしにくいんじゃないかなと、私も色々考えているんですけども、そんな色々難点もあるんですが、より住民のアンケート、意見を聞いて

ていただいて、利用されている方は利用出来るんですけど、利用されていない地区の方は一生利用出来ないというふうな不公平感もありますので、こういう問題提起させていただいたわけなんです。

今後も、住民からのアンケート等をまたお聞きになっていただいて、より費用対効果を出せるように、効率的に多目的に利用出来るように、改正点があれば改正していただきたいなど。改正すれば、ご高齢の方にとって、例えばバスの発車時刻をずらせることがまた混乱を来すというデメリットもあるんですけども、それは改良のための改正ということでご理解していただくということで検討していただきたいなと思いますので、よりベストに近づける、ベターをベストに近づけるということで今後も改正をお願いしたいなと思います。この点はこれで終わっておきます。

最後の3つ目の質問ですが、竜田川公園のもみじの復活についてということです。

「たつたのもみじ」は、古くは万葉集にも歌われ、歴史ある、また人々の心に潤いを与え続けてきた景勝地でしたが、今から約20年前に行われました川底掘り下げ工事で、両河岸の公園も様変わりしました。以前からあったもみじは、本数も減り、これは老木化で枯れたというのもありましたですけども、残っている木々は老木化し、秋のもみじシーズンの色づきもいまひとつです。一方、もみじ以外の樹木が植樹され、公園は木々でうずまっておりますが、名勝竜田川にはほど遠い状態です。春の桜はきれいですが、秋のメインのもみじがいまひとつなのが残念でなりません。

地元では、一部の住民有志の方々が県の公園管理課に町役場を通じてかけ合いまして、もみじを1本1本植樹されたり、日常の草刈りをボランティアでされています。このことは、本当に頭が下がる思いです。県外、遠くからも観光バスでもみじ狩りに来られた古きよき時代をなつかしく思うのは、私だけではないと思います。公園づくりは、本来管理者である県が主体となってやるべきではないのかと考えますが、これに対して町の考え方を伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 県立竜田公園の現状を見てもみると、質問者もおっしゃるように、昭和54年からの河川改修に伴いまして公園整備もされたところがございます。当然のことながら様子も変わっているということでございます。

もみじの色づきにつきましても、色んな環境の変化でありますとか温暖化などの影響もございまして、全体的には鮮やかでなくなっているように感じられます。河川改

修前の竜田公園をご存じの方には、「たつたのもみじ」の復活を願っておられることであらうかなあという想像をするところでございます。

このような状況につきましては、近隣住民の多くの方々も心配をされておられまして、先ほどご紹介のありましたように、平成18年に近隣住民有志の方々によりまして、竜田川の紅葉を守る会を結成されておられるところでございます。以降、昔の美しいもみじを取り戻すことを目的に、これまで県への提言、草刈り、もみじの植樹などの活動をされておられます。今後も、もみじの植樹、管理などを中心に活動をしていくと聞いております。また、この活動の輪を近隣住民の多くの方々に広げていきたいというふうにも考えておられるというふう聞いております。

公園管理者でございます県からも、地域と共に歩む公園として取り組んでいきたいというふうに聞いていることから、竜田川の紅葉を守る会のこのような活動には積極的に協力をしていくこととされておりまして、実際に話し合いや活動に協力をしていただいているところでございます。

町といたしましても、県に対しまして適正な公園管理を要望していくと共に、及ばずながら今後も町職員によります清掃活動につきましても、継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 竜田川公園のあるべき姿は、公園管理者である県と、生活の中で憩いの場として位置づけている周辺住民の思いと少し隔たりがあるように思えてなりません。県が行った現状の公園づくりは、まず、河川の川底を4メートル掘り下げ、河岸をコンクリートブロック等で補強し、公園内には様々な樹木を植え、一部遊歩道、あるいは街灯を設置するといったものでしたけども、住民はこのコンクリート護岸は敬遠しています。もみじの竜田川にはほど遠い植樹には、様々な木々の植樹には閉口するものでした。これは、周辺住民の意見を聞くこともなく、20年前に県独自で行ったという事業でした。住民は、それまで水害という過去のがい経験がありますので、治水事業の大変さは理解するところですが、公園づくりに関しては、住民それぞれの熱い思いがあり、やはりもみじの名所・竜田川の復活を願うところです。

周辺住民がみずから竜田川の紅葉を守る会を結成され、県の公園管理課、担当課とも協議の場を何回か持たれ、最近では県もこれに対して協力的とご答弁いただきましたですけども、こういった住民のボランティア活動にも限度があります。例えば、日常の草

刈りやもみじの植樹等大変な作業をされているのが実態ですけれども、私も目の前に伸びた草を黙って見ているのはしのびなく、時々草刈りを自発的にしているのですけれども、公園には、ご承知のように石垣や鉄柵、あるいはそれらの草刈り機の刃を傷める箇所が多々ありまして、また燃料高騰の折ガソリン代も高騰しておりまして、それらはボランティアの方々の出費を余儀なくしているのが現状です。このことは、ほかのボランティアの方からも異口同音に耳にしております。何十人の方がボランティア活動をされておりますけれども、皆さんが、ここ3年ほどされておりますので、3年間で定着してきた一方、草刈りも大変やなというようなことをこのごろ耳にしております。しかし、草刈りを小まめにしないと、またごみが捨てられやすく、せつかくの遊歩道が草で通れなくなったり、また植樹されたもみじが無事育っていきません。

町は、公園の直接管理者ではありませんけれども、こういった現状をよく把握され、県に対してよりよい公園づくり、もみじ復活について協議を重ねていただき、観光シーズンには他府県からでも観光客が戻ってきってくれるような公園づくりを心待ちにしておりますことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、12番、辻議員の一般質問をお受けいたします。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、通告書によりまして一般質問させていただきます。

まず、2月18日の建設水道常任委員会に提出されました土砂災害防止法の概要によりますと、この法律は平成13年4月に施行され、崖崩れ、土石流、地滑りから住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うもので、都道府県が土砂災害による被害を受けるおそれのある場所や地形、地質の土地利用状況などを調査し、市町村の意見を聞いた上区域を指定するとされており、またこの資料の土砂災害警戒マップを見ますと、26カ所、危険のおそれのある区域、いわゆるイエローゾーンが示されており、この区域内に住宅及び隣

接している住宅等がかなり多くあり、先日の同僚議員も心配されておりましたが、最近の異常気象の中、いつどこで起こるかわからない災害に備え、住民が安心して暮らせるよう万全の体制をお願いいたします。

さて、この区域内に、斑鳩町上水道の配水施設、北部配水池（タンク）があることから、このことについて質問させていただきます。

まず初めに、配水池の容量と、1日平均配水量及び配水戸数と、町内に何割程度この施設から配水されるのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 北部配水池の容量につきましては、3,000立方メートルでございます。そして、1日平均配水量につきましては、前年度平均でございますが、3,125立方メートルで、ちなみに前月、5月の平均で申しますと、3,046立方メートルでございました。そして、給水戸数につきましては、約4,200戸でございます。全体の割といたしますと、40.8%といったところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、辻議員。

○12番（辻善次君） 今のご答弁にありましたように、北部配水池の容量は3,000立方メートルであります。町内全体で40.8%に当たる約4,200戸に配水されていると。これにつきましては、住民にはかけがえのない重要な施設であります。この配水池の建築年次と耐震診断等安全面で管理されてこられた経緯についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 北部配水池の建設年度につきましては、昭和53年でございます。現在、30年を経過しておるところでございますが、耐震診断につきましては、平成12年度に第1浄水場改修に伴います設計を委託いたしました際に、同時に北部配水池等既存の施設の耐震診断を実施いたしております。結果といたしましては、北部配水池、タンクでございますが、天井内部につきましては劣化が進んでいるものの、主要な構造部であります側壁部及び底版部につきましては、経過年数に比べますと良好であるとの調査結果を得ております。

しかし、危機管理の一環といたしまして、断水範囲が極力小規模でおさまるよう、北部配水系の配水施設をループ状に確保すると共に、配水池自体を適切に管理出来るよう検討を進めてきたところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） この施設は、住民に安心して浄水を安定的に供給出来る重要な施設であり、震災については、耐震診断をされているなど常に維持管理に万全を尽くされておりますが、万一施設が何らかの原因で使用が出来なくなった時は、断水範囲を極力小規模におさめるようにはされておりますが、住民に対しては何らかの影響があることだと思います。この施設の設置場所は、都市災害のおそれがある区域、いわゆるイエローゾーンであることから、地滑り、土石流等倒壊した時は、最大3,000トンの水道水が一気に下流に流れる時の被害は想定出来ないと思います。

また、この施設については、監査委員の報告及び決算監査を見ますと、平成23年度より3カ年計画となっておりますが、この自然流下等で各家庭に配水されていることから、高低差の地形、経費面、色々な条件があることから、他の地域で条件に合うところも限られてくるのではないかと考えてます。

また、現在の場所では、先ほど言いました、こういう場所であるということで整備は難しいということから、今日まで検討はされているとは思いますが、今後、どのような計画をされようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 今後の計画でございますが、配水区域の高低差、そして地形などを考慮しつつ、適正な水圧の確保、そして町全体の送配水施設のバランス等を念頭に置きながら、まず最適地の調査選定に当たると共に、施設の構造につきまして現在検討しているところでもあります。

水道事業につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給することが使命でございます。我々といたしましても、生活環境や社会情勢が大きく変化する中で、危機管理や環境対策が重要課題であるとの認識を持ちながら事業の運営を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、経営面等も考慮した中、北部配水池につきましては、担当常任委員会にもご相談を申し上げながら、一定の方向性をまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 水道事業につきましては、今日まで石綿管の更新など老朽管更新事業など、安全で安定して供給出来るよう施設整備等に努められ、一方、企業会計

についても、企業としての努力により順調に経営されているところではありますが、昨今の節水器具の普及や住民の節水意識により、給水量は年々減少傾向にあり、今後、ますます経営が厳しくなると思います。費用対効果も含め担当常任委員会とも十分協議をされ、一日でも早く整備していただき、安全で安心して飲めるおいしい水の安定供給をお願いし、次の質問に移らせていただきます。

それでは、住みやすい、住みよい斑鳩を目指すため、町の総合計画で、「ともに生き心ふれあうまちづくり」として、地域づくり、人づくりを一番に掲げられており、まさしくこれから地域のコミュニティ、地域の連携が最も重要であります。

斑鳩町は、昭和30年代からの、当時関西線の電化など、宅地開発が進み、ベッドタウンとして多くの方が斑鳩町の住民となられ、人口急増に伴い、生活意識の変化や生活圏の広域化により、地域における人間関係の希薄化をもたらしています。また、車社会により、車で職場との往復で地域の方とほとんど顔を合わすことのないまま、地域活動に参加したくても、日ごろ近所付き合いがないため参加しにくいなど、地域になかなか溶け込めないのも一つの原因かなと思っております。

一方、児童、高齢者等弱者に対する犯罪が数多く報道され、また東南海地震や内陸型地震の発生率が高いと言われており、大災害や多発する犯罪に対する備えは、地域のつながりが重要であります。このことから、地域活動に対して、町も今以上に積極的に支援する必要があり、町長は、コミュニティづくりを、地域のふれあいを大切にし、人にやさしい安全で安心して暮らすまちづくりを重要な施策として取り組もうとされており、そのためにも、高齢者や障害をお持ちの方などいつでも気軽にふれあえる場所を充実することが一番大事ではないかと思うことから、昨年6月、一般質問で、検討していただくよう要望にとどめておきましたが、自治会集会所の整備に対する補助制度について、今回再度質問をさせていただきます。

まず、地域の方が、だれもが気軽に集まれる集会施設などの充実であります。

町は、生き生きプラザなどこれまで色んな集会施設整備をされており、また自治会集会所の整備に対する補助制度等その充実努められておりますが、高齢化社会が間もなく30%となると言われており、高齢者の憩いの場として、また核家族化の中、自治会の会合等に高齢者が参加する機会が多く、バリアフリーがされていないことから、集会等に参加しにくいのが現状であります。

前回の答弁で、町内52の集会施設のうち、14の集会所が何らかの形でバリアフリ

一化されているとのことですが、町財政も厳しいですが、自治会に対する補助金等の見直しなど自治会運営はますます厳しくなっているのが現状であります。高齢者や障害をお持ちの方が地域で安心して地域活動に参加出来るよう、地域集会所のバリアフリー化に対する補助率を、現行の2分の1から3分の2へのアップについて、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 質問者のおっしゃいますとおり、まさしく地域のコミュニティづくりは、安全で安心して暮らせるまちづくりに欠かせないものでございます。町といたしましても、地域住民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図ることを目的に、自治会で管理しておられる集会所等に、地域集会所施設整備費補助金を交付しておりますが、バリアフリーへの改修につきましては、現在、補助要綱に基づく補助額としては、300万円を限度として実際に要する費用の額の2分の1を補助しております。また、同一箇所の整備に関して、通常5年となっている交付制限を撤廃もいたしているところでございます。

ご提案いただいております補助率を3分の2とすることにつきましては、今後、当町におきましても、高齢化率のさらなる上昇は避けられないと考えられまして、福祉施策との連携も視野にいれながら、総合的に勘案する中で、バリアフリーによる補助率及び補助対象の基準等について検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） ありがとうございます。第4期斑鳩町介護保険事業計画高齢者福祉計画のアンケート調査によりますと、先ほど同僚議員も言われておりましたが、このアンケートは65歳以上で500人の無差別抽出ということで、それを見ますと、ひとり暮らしが14%で、夫婦2人が48.5%ということで、世帯の中で全体の62.5%を占めるという高齢者の核家族化が進んでおります。さらに、健康などについて気にしていることが最も多いのは、足腰の衰えが52.3%と半数以上の方が不安を感じられており、町は高齢者の外出支援や社会参加と生きがいつくり支援等福祉施策の充実に努められておりますが、今後、住みなれた地域でだれもが安心して暮らせるようぜひ実施に向けて取り組みをお願いいたしておきます。

それでは、次の質問についてであります。町長や町の幹部もご承知だと思いますが、

私ども自治会集会所で昨年2回にわたり町政懇談会を開催し、高齢者の方はほとんどが集会所の壁にもたれ、足腰が悪いということで座れないということで、壁にもたれられており、長時間座ることが大変な方が多く、高齢者が利用しやすいよう椅子等の備品購入に対しても補助制度を検討していただけないか、町の考え方を伺います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現行の地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づきます集会所整備に対します補助の考え方といたしましては、あくまで施設の整備に対する補助金でありますことから、備品購入に対しては補助対象外としてきたところでございます。今後、備品の範囲なども含めまして他の市町村の現状等をコミュニティ施策の充実の観点から研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、牛乳パックで椅子をつくられたりされている自治会もありますが、集会所のスペースなどの事情で自治会によってはその取り組みが出来ないところも多くあります。高齢者社会に対する福祉施策の一環として、今後も検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、各自治会が管理している防犯灯であります、全額電気代等各自治会が負担していた時代もありましたが、現在では町が一定の基準で補助をいただいておりますが、自治会運営はますます厳しくなっており、防犯対策はどこが行うかという意見もありますが、防犯灯に対する補助金の引き上げについて、町の考え方を伺います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 自治会で管理していただいております防犯灯の維持管理に対する補助金の引き上げについてのご質問でございますが、現在、斑鳩町防犯灯維持管理補助金交付要綱に基づきまして、自治会における電気器具の補修及び電気料金の負担軽減を図り、地域の防犯活動に資するため、補助金の交付を行っているところでございます。

その内容といたしましては、毎年9月1日現在の防犯灯数を基準といたしまして、蛍光灯ですと1灯当たり年額1,500円、水銀灯ですとワット数により年額1,900円から1万2,000円の範囲で補助金の交付を行っております。

平成20年度の実績で申し上げますと、蛍光灯で2,200灯、金額で330万円、水銀灯では40ワットから400ワットがございまして、合計で47灯、金額で20万5,200円、合計で、防犯灯数2,247灯、金額で350万5,200円の補助金の交付を行っており、また補助率で申し上げますと、蛍光灯は電気料金のほか蛍光灯の交換に要する費用の約55%の補助を行っている状況でございます。

西和広域7カ町の補助制度を見てみますと、三郷町が年額840円、平群町が年額1,200円、上牧町が全額町負担、ただし上牧町の場合、新設に係る補助制度はないというところでございます。また、補助金の制度自体がない町が3町、王寺町、河合町、安堵町となっております。

このことから、当町の防犯灯の維持管理の補助制度につきましては、周辺町と比較いたしましても充実した制度となっているところでございますので、現状では、補助金の引き上げにつきましては、予定をしていないところでございます。しかしながら、今後におきましては、様々な状況等を勘案しながら、適切に対処をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） この防犯灯につきましては、一昨年の自治会連合会の中でも、自治会未加入で防犯灯の管理費用をだれが負担するのかとか論議をされており、また自治会役員の順番が来ることで自治会を脱会されるなど、自治会未加入者との間で、自治会の負担している防犯灯の維持管理費が問題となっているのは事実でございます。自治会運営の活性化のためにも、ぜひ検討をお願いをし、次の発光ダイオードに対する補助制度について、町の考え方を伺いたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 発光ダイオード電球の防犯灯、いわゆるLED防犯灯に対する補助制度のご質問でございますけども、現行の20ワット蛍光灯の防犯灯と価格で比較いたしますと、現行の防犯灯器具は取り付け費用を含めまして約2万2,000円、対しましてLED防犯灯は約7万5,000円でありまして、LED防犯灯の設置にかかる費用は、現行の防犯灯と比較いたしまして約3.5倍となっております。

また、維持管理にかかる費用といたしましては、電気代は定額制であるため、LED防犯灯にかえても同額でございますけども、現行防犯灯の寿命が約2年、LED防犯灯は約10年、電灯の交換費用につきましては、現行防犯灯が約2,100円に対しまし

てLED防犯灯が約2万5,000円でございますことから、10年間のコストの比較で申し上げますと、現行防犯灯が約1万500円に對しまして、LED防犯灯は約2万5,000円でありまして、LED防犯灯の維持管理にかかる費用は、現行の防犯灯と比較いたしまして約2.4倍となっております。

このことから、LEDの防犯灯の設置につきましては、現状ではその価格は割高でありますことから、自治会、また町とも負担の増加となりまして、費用対効果を考えますと、現状では現行の補助制度を変更することは非常に難しい現状であると考えております。

しかしながら、今後のLEDの防犯灯の普及状況、価格の変動等を見ながら、一定の費用対効果が認められる時期が来ましたら、再度検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、辻議員。

○12番（辻善次君） 今後の普及状況を見据えながら検討していただくよう要望しておきます。

最後に、住みやすい住みよい斑鳩を目指すには、各地域の活性化、地域住民のつながりが大切であり、地域の活性化がなくては斑鳩町の活性化はないものと考えことから、これからも今以上に地域の活性化に努めていただきますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、辻議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、通告書のとおり私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、6月議会が始まり、そろそろ梅雨の季節が近づいてまいりまして、雨が多く降ってくるということで、三代川とか富雄川のことがちょっと心配になってきましたので、三代川の改修について一般質問させていただきます。

まず、三代川の改修についてなんですけど、何年ぐらいまでに改修されるのか、もしわかっていれば、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 三代川の改修につきまして何年までに改修されるのかというご質問でございます。

現在、新家地区の改修済み部分から上流のJR踏切付近までの約200メートルにつ

きまして、県により地元自治会や土地所有者の方々に事業の計画説明が行われて、用地交渉が進められているという状況でございます。

昨年度におきましては、1件の建物補償契約等が行われまして、今年度中にその建物が解体されることとなっております。今年度も引き続きまして、県と連携を密にしながら、関係地権者の方々と用地等の交渉を行っておりまして、事業の推進に努めているところでございます。

状況としてはそうでございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在はJR踏切までの間につきまして鋭意努力をされているところでございまして、全工程の完了年度につきましては、現在のところ明らかにされておりませんが、早期完成に向けまして、地元調整等町として出来ることを積極的に行う中で、今後も県に早く完成するように要望をしまいたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 努力の方、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、JR踏切から上流のことなんですけど、以前、私が図面とか色々手に入れてお見せしたんですけど、図面は白紙撤回とかいうことなんですけど、県の土木の考え方だけで進めていってもいいのかと思いますし、現在、皆利用されている道路、または町の考え方とか、色々県土木に対して、取り入れてもらって改修してもらえないのかと思いますが、その辺町の考え方は、どう思われているのか、ちょっとお教え願えますか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 三代川の改修に伴いますJR踏切から上流の管理用道路につきまして、県土木の考え方で進めていいのか、また町及び町民の意見を取り入れて改修してもらえないかといったご質問でございます。

左岸側の管理用道路につきましては、現状といたしましては、私道の橋梁が連続して三代川を占用している状態でございます。この状態が、河川管理上からは好ましい状況とは言えないところでございます。

そこで、県では、左岸側に河川管理用道路といたしまして、有効幅員4メートル、構造物も含めると4.5メートルとなりますが、その道路を整備することによりまして、左岸側隣接地の接道要件を確保し、個人的な占用橋をなくすために計画をされておりまして、JR踏切から上流の管理用道路につきましても、現在の計画といたしましては、

有効幅員 4 メーター、先ほども申し上げましたように、構造物も含めまして 4.5 メーターで行われると聞いております。しかし、現在、家屋等が連たんしている状況でございまして、今後の状況を見る中で県と協議をしてみたいと考えております。

また、住民の方々のご意見を取り入れて改修するののかということにつきましては、事業の進捗状況を見る中で、今後、地元自治会や土地所有者の方々のご意見を聞かせていただくことになるというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 1 番、宮崎議員。

○1 番（宮崎和彦君） ありがとうございます。出来るだけ地元の説明会等を開いていただいて、少しでも結構なんで、住民さんのご意見を取り入れていただきたいと思います。

続きまして、2 番目の質問に行かさせていただきます。安堵王寺線の再検討をさせていただけないかということなんですけど、三代川の、西小学校、または鳩水園の前の道路を、今、拡幅されましたけど、その道路を拡幅されているのに、将来、安堵王寺線という線を、数十メートルしか離れてない田んぼの真ん中を走らせるという道路なんですけど、景観上にして、あと田んぼを切断されるとかということもありまして、そういう道路をつけて、果たして、今、経済的にも苦しい中で、道路がそんだけ二重に走って必要なのか。私は、三代川の堤防を今のままで拡幅して、その道路を王寺安堵線にしたらどうなのかと思うんですけど、なぜ必要なのか、その理由をお聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今日まで三代川堤防の道路、町道 407 号線でございますけども、この道路の拡幅整備を進めてきたところでございます。一方で、都市計画道路安堵王寺線は、この町道 407 号線の北側に近接をしておりますして、並行して計画されておることから、安堵王寺線の再検討が必要ではないかというご意見でございます。

安堵王寺線は、東は大和郡山市の大和中央道を起点といたしまして、安堵町を経て斑鳩町を通り、大和川の昭和橋北詰めの国道 25 号を終点とした基本幅員 16 メートルの都市計画道路でありまして、さらに西へは三郷町の都市計画道路三郷川添線に接続するという広域的な幹線道路として位置づけられた都市計画道路でございます。

この安堵王寺線の事業化につきましては、今、申し上げましたように、広域的性格を持つものであることから、従来から県による事業着手を要望しているところでございますが、都市計画の持つ意義をかんがみつつ、ご指摘、ご意見の関係につきましても、十分に検討をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そうですね、広域的な道路ということで、また再検討というか、十分検討をしていただいて、必要な道路をつけていていただきたいと思います。

それでは、続きまして、3番目の質問をさせていただきます。3番目としまして、公園またはそれに隣接するトイレについてなんですけど、私が、最近、ちょっとパトロールというんか見て回りましたら、かなりトイレとか、余りよくないというんか、使い方が悪いというんか、その辺になっているんですけど、町の方ではどのようにパトロールを行っておられるかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） パトロールをどのように行っているかというご質問でございますけども、現在、斑鳩町内には54カ所の公園がございます。そのうち、斑鳩町が直接管理している公園は10カ所、地元自治会に管理を行っていただいている公園は44カ所ございます。

そういう中で、斑鳩町が直接管理する公園につきましては、日常的な清掃、除草等の維持管理は、主に業務委託をしておりますが、その他に住民の方々のご協力などをいただきまして実施しているところでございます。こうした管理作業の中で、園内の様々な状況の情報提供を受けまして、その都度必要な対応を行っております。

自治会で管理をいただいている公園につきましては、清掃、除草等の日常的な管理は地域住民の方々をお願いをしております、異常等がある場合は連絡をいただいているところであります。

また、遊具の設置されている公園につきましては、斑鳩町管理、自治会管理にかかわらず、年に2回専門業者に定期点検を委託し安全管理に努めております。

なお、フェンスなど遊具以外の附帯設備につきましては、担当職員が夏休み前の7月、それと冬休み前の12月に54カ所すべての点検を実施しているところでございまして、点検の結果補修等が必要な場合には、管理をいただいている自治会へ通知し、対策について町と協議をさせていただいているという実情でございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。私、次、聞こう思うた樹木とか虫なども多分同じことだと思いますねんけども、・番目の、私が一番感じたんは藤ノ木古墳ですねけど、ちょっと聞かれたんですけど、便所ないということなんですけど、これは近く

に庁舎があったり、今、つくられております（仮称）文化財活用センターがございますので、そこで利用出来ると思うんですけど、史跡中宮寺跡のところに公園つくられますねけど、ここにトイレをつくられるのかどうかというのと、もしつくられないんですしたら、この史跡跡だけ東側にポツンとありますんで、近くの公共のトイレというのはかなり遠いと思いますので、どういうふうにされるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 藤ノ木古墳については、もうご承知いただいていると思いますが、史跡中宮寺跡の整備につきましては、今、調査をやっているところでございます。これの整備基本構想の中で、隣接地に便所等を設置するという計画をいたしております。中宮寺跡には、そうした便所の、あるいは駐車場等についての設置を考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。それがちょっと心配で、遊びに来られても、トイレがなかったら大変だなあと思ったんですけど。

それでは、続きまして4つ目の質問に移らさせていただきます。以前、私が一般質問で色々質問させていただいたことなんですけど、25号線の中宮寺前の交差点の拡幅工事、万代北の交差点の信号機、万代南のバス停、コミュニティバスの停留所の歩道の拡幅なんですけど、これらの進捗状況をお聞かせ願えますか。よろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 国道25号中宮寺前及び万代の北の交差点、これは県道大和高田斑鳩線のところでございますが、あとスーパー万代の南のバス停についてのご質問でございます。

まず、国道25号中宮寺前交差点の進捗状況でございます。県道天理斑鳩線の道路幅員が狭く、交通量も多く、路線バスも通行していることから、町といたしましても、交差点改良が必要であると認識しておる中で、関係地権者の方に対しまして用地のご協力をお願いしておりますが、郡山土木との交渉の中で、現在のところご了解を得られていない状況でございます。しかし、今後も引き続きまして県と連携を図りながら、協力が得られますように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、県道大和高田斑鳩線と町道416号線の交差点、これはスーパー万代の北側の交差点の改良についての進捗状況でございますが、交通信号機設置及び緊急車両の進入を前提といたしました道路拡幅を考えておるところでございますが、関係地権者の方に

対しまして用地のご協力を今現在お願いをしているところでございます。今後も、引き続きまして協力を得られるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、最後、スーパー万代の南側、県道大和高田斑鳩線の歩道の幅員確保とそれに伴いますバス停の整備についてでございます。歩道の拡幅工事についてでございますが、このバス停につきましては、現在、斑鳩町コミュニティバスのバス停として使用をさせていただいているところもでございます中で、歩道の拡幅工事について、今、県の方へ要望を行っておりまして、本年度の末、もしくは平成22年度、来年度でございますが、予算を確保し整備をしていく考えであるというふうに県の方では考えているということで聞いてございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。色々聞かせていただきましたけど、休まずに一步一步前へ進んでいるということがわかりましたので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定をいたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後1時36分 散会）